

第54期令和4年度第1回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和4年7月1日（金）15：15～
高松サンポート合同庁舎北館7階702会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
- (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
- (3) 令和4年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
- (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
- (5) その他

3 閉 会

第1回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No.1 第54期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No.4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No.5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料No.6 香川地方最低賃金審議会（冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）最低賃金専門部会運営規程
- 資料No.7 第54期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 資料No.8 令和4年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No.9 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.10 令和3年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.11 経済財政運営と改革の基本方針2022等
- 資料No.12 香川の賃金概況（令和4年）
- 資料No.13 香川県の雇用情勢（令和4年4月分）、労働市場の動向（令和4年4月）
- 資料No.14 香川県内経済情勢報告（令和4年4月）
- 資料No.15 香川県金融経済概況（2022年6月13日）
- 資料No.16 「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請」
（全国労働組合総連合四国地区協議会）
- 資料No.17 「JAL不当解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書」
（JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会）

別途配付資料

- ① 香川県の雇用情勢（令和4年5月分）、労働市場の動向（令和4年5月）
- ② 令和4年度版最低賃金決定要覧
- ③ 2022（令和4）年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ④ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑤ 令和4年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑥ 「業務改善助成金特例コース」のご案内
- ⑦ 業務改善助成金の活用例
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内

第54期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表	あずま けいすけ 東 圭 介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かごいけ のぶひろ 籠 池 信 宏	弁護士 公認会計士	
	かすがかわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴 田 潤 子	香川大学法学部 教授	
	たかつか じゅんこ 高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授	
労働者代表	おおしま みきとし 大 島 幹 敏	UAゼンセン香川県支部 支部長	
	たていし たける 立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つちだ かずき 土 田 和 樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
	ひろせ あさこ 廣 瀬 亜 沙子	UAゼンセン香川県支部 副議長 三越伊勢丹グループ労働組合 高松三越支部 執行委員長	
使用者代表	あやだ しょうこ 綾 田 正 子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	くぼた しんいち 窪 田 伸 一	香川県経営者協会 専務理事	
	ともくに せいじ 友 國 誠 二	株式会社トモクニ 代表取締役	
	はまだ とおる 濱 田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問	
	わたなべ けんじ 渡 部 健 司	今治造船株式会社 常務取締役	
任命年月日	令和3年4月21日 (任期は、令和5年4月20日まで)□		

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

(委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(名称)

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1人出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1人は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

(報告)

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(準用)

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

(会議の公開)

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

(公開の掲示)

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、香川労働局において掲示する。

(傍聴の申込)

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

(抽選)

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、電話等で通知する。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

(名簿)

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

(傍聴)

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等の開始10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前まで等とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
冷凍調理食品製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合には、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合には、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

第54期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	柴田 潤子	香川大学法学部 教授
労働者 代表 委員	大島 幹敏	UAゼンセン香川県支部 支部長
	立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長
使用者 代表 委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 専務理事
	濱田 徹	四国フクスケ株式会社 顧問
	渡部 健司	今治造船株式会社 常務取締役

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和3年6月30日

令和4年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和4年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

(1) 令和4年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和4年12月15日を努力目標とする。

(4) 令和5年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)

令和3年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No.10

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
<p>香川地方 最低賃金審議会</p> <p>3.4.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年6月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、同代理の選出 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 	<p>② 令和3年7月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中賃の目安伝達 ・賃金改定状況調査結果の訂正 ・参考人意見聴取 	<p>③ 令和3年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無の諮問 	<p>④ 令和3年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額848円 (+28円、3.41%アップ) ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃の改正諮問
<p>運営小委員会</p> <p>3.6.30 委員指名</p>	<p>① 令和3年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無審議 			
<p>公益委員会</p>				
<p>実地視察</p>				
<p>香川県最低賃金</p> <p>3.7.15 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年7月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明 	<p>② 令和3年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関連資料説明 ・最賃を引き上げやすい環境整備説明 ・金額審議 	<p>④ 令和3年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額848円 (+28円、3.41%アップ) 令和3年10月1日効力発生
<p>冷凍調理食品製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額849円 (+28円 3.41%アップ) 令和3.12.15 指定日発効 		
<p>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年10月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額970円 (+27円 2.86%アップ) 令和3.12.15 指定日発効 	
<p>船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年10月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額980円 (+24円 2.51%アップ) 令和3.12.15 指定日発効 	
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年10月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額913円 (+27円 3.05%アップ) 令和3.12.15 法定発効 	

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(賃上げ・最低賃金)

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(1) 賃金引上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分でないことが主な理由である。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

今年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

令和4年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 続 年 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 その他 特別 給与額	労働者数
					現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
全 国	43.4	12.3	165	11	334.8	307.4	875.5	2821 087
北海道	44.8	12.0	166	11	297.9	274.8	721.8	100 662
青森	45.2	12.8	166	11	265.9	245.0	553.7	22 462
岩手	44.7	12.7	166	12	272.7	249.6	632.6	24 111
宮城	43.6	12.5	165	11	304.0	277.9	731.6	52 433
秋田	45.1	13.3	167	8	265.7	247.5	602.7	18 961
山形	44.0	13.9	167	10	280.6	259.6	673.1	22 348
福島	44.1	12.8	166	12	296.2	269.5	674.6	41 377
茨城	44.3	13.1	165	12	325.8	295.4	879.2	59 428
栃木	43.5	12.8	165	12	317.0	289.4	812.2	41 152
群馬	43.5	12.6	165	13	312.8	282.4	797.1	43 832
埼玉	43.7	11.8	165	12	331.2	303.6	765.6	115 135
千葉	43.4	11.5	164	12	329.6	300.9	730.1	97 312
東京都	42.5	12.1	163	10	391.8	364.2	1147.7	525 618
神奈川県	43.9	12.3	164	13	368.4	336.2	994.7	159 282
新潟	43.6	13.3	165	11	296.6	272.1	684.3	48 473
富山	44.1	13.5	166	10	300.6	277.6	747.5	24 212
石川	44.1	13.3	166	10	314.2	289.3	796.3	28 622
福井	43.4	12.5	166	11	302.2	277.7	773.1	18 012
山梨	44.9	11.8	166	11	305.2	281.5	720.2	15 338
長野	43.8	12.4	165	12	309.6	284.4	771.4	40 190
岐阜	43.2	12.6	167	12	317.2	287.6	837.1	38 430
静岡県	43.5	12.6	166	13	315.8	285.3	852.8	82 115
愛知県	42.0	12.8	166	15	354.6	317.3	985.2	204 073
三重	43.2	12.9	165	14	333.7	298.2	808.5	35 181
滋賀	42.6	12.1	163	14	327.3	290.7	875.7	30 774
京都	43.2	12.1	165	11	339.8	312.2	844.6	47 300
大阪府	43.7	12.1	165	10	351.7	326.9	898.2	237 237
兵庫県	43.5	12.1	164	11	336.3	307.9	916.5	99 621
奈良	44.0	12.1	166	11	314.7	289.7	695.4	17 879
和歌山	44.3	12.0	171	12	313.7	287.3	716.6	15 088
鳥取	43.5	11.8	166	8	268.9	251.6	579.2	11 533
島根	43.9	12.5	164	11	285.0	259.0	650.2	12 842
岡山	43.4	12.2	166	11	304.1	277.6	746.1	44 600
広島	43.6	12.4	165	13	318.8	290.9	848.1	64 437
山口	44.1	12.9	165	11	310.3	282.5	846.9	25 981
徳島	45.0	13.5	166	8	290.3	269.7	769.1	12 828
香川	43.6	12.8	167	10	306.7	283.3	777.9	20 510
愛媛	43.9	12.6	166	9	287.3	267.7	724.0	25 735
高知	44.3	12.2	164	8	287.3	268.5	620.6	12 260
福岡	43.6	11.8	166	11	312.6	288.2	811.9	114 552
佐賀	44.4	12.7	167	10	278.2	255.2	685.5	16 121
長崎	44.9	12.7	166	10	285.8	263.8	673.6	21 848
熊本	43.8	11.5	167	11	284.9	262.4	688.3	31 797
大分	44.0	11.8	166	10	285.3	261.3	729.1	23 494
宮崎	44.6	11.5	168	10	262.7	244.6	595.5	21 301
鹿児島	44.1	12.1	167	11	283.5	261.1	657.0	30 060
沖縄	42.8	10.1	165	8	265.6	250.8	484.9	24 532

資料出所 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男								女									
	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数
						現 金 給与額	所定内 給与額								現 金 給与額	所定内 給与額		
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人			
全 国	44.1	13.7	167	14	370.5	337.2	1018.2	1817	957	42.1	9.7	162	7	270.2	253.6	617.0	1003	129
北海道	45.8	13.6	169	13	330.6	302.1	826.3	63	940	42.9	9.2	162	6	241.0	227.4	539.9	36	722
青森	45.8	14.0	167	14	296.0	267.3	622.7	13	265	44.4	10.9	164	6	222.4	212.9	454.2	9	197
岩手	45.5	13.8	168	15	299.9	270.6	725.8	15	145	43.3	10.9	163	7	226.7	214.1	475.1	8	966
宮城	45.0	14.4	166	14	340.0	307.2	872.5	32	169	41.3	9.3	163	7	246.7	231.3	507.8	20	264
秋田	45.4	14.4	169	11	294.0	270.6	681.9	11	463	44.6	11.8	164	5	222.5	212.2	481.7	7	498
山形	44.6	15.0	169	12	310.6	285.4	774.1	13	880	43.0	12.2	165	7	231.4	217.2	507.7	8	468
福島	44.3	13.7	168	14	330.0	295.9	767.0	26	472	43.6	11.2	164	8	236.2	222.4	510.4	14	905
茨城	44.6	14.5	167	15	360.6	323.6	1029.2	39	425	43.7	10.4	162	7	257.1	239.7	583.6	20	004
栃木	43.5	14.1	166	14	351.2	316.7	952.5	26	884	43.5	10.3	163	7	252.5	238.1	548.0	14	268
群馬	44.0	13.9	167	16	345.1	306.8	925.0	28	446	42.6	10.1	163	7	253.0	237.4	560.6	15	386
埼玉	44.4	13.4	168	14	365.0	331.7	877.0	73	690	42.5	8.9	162	7	271.0	253.7	567.5	41	444
千葉	43.8	12.7	166	15	362.0	325.6	840.3	62	257	42.6	9.5	160	6	272.0	257.1	534.4	35	054
東京	43.7	13.5	164	11	427.9	396.8	1320.1	343	798	40.2	9.4	160	8	323.6	302.5	821.7	181	819
神奈川	44.7	13.8	165	16	403.8	365.3	1158.1	107	374	42.4	9.2	160	8	295.1	276.1	656.7	51	908
新潟	44.1	14.2	167	13	326.8	296.8	772.2	30	049	42.8	11.8	162	7	247.2	231.8	541.0	18	424
富山	44.0	14.6	167	12	332.2	302.9	847.1	15	008	44.2	11.7	164	6	249.0	236.4	585.2	9	203
石川	44.0	14.2	168	14	352.8	320.9	916.3	17	445	44.4	11.9	163	5	253.9	240.0	608.9	11	177
福井	44.0	13.7	167	13	335.9	305.0	863.5	11	255	42.6	10.7	165	6	245.9	232.3	622.6	6	757
山梨	45.1	13.0	168	14	340.9	311.0	852.8	9	727	44.4	9.7	163	7	243.5	230.2	490.5	5	610
長野	44.0	13.5	166	14	342.2	311.6	892.6	26	684	43.4	10.3	162	7	245.2	230.7	531.8	13	506
岐阜	43.8	14.1	168	14	351.0	314.6	978.2	25	555	42.0	9.7	166	7	250.3	234.0	556.9	12	875
静岡	43.9	14.0	167	16	348.7	311.2	999.7	54	274	42.9	10.1	163	8	251.7	234.8	566.6	27	842
愛知	43.0	14.4	167	16	390.2	346.4	1138.0	143	716	39.5	9.0	163	10	269.9	247.9	621.4	60	356
三重	43.5	14.3	166	17	373.1	329.2	946.7	23	753	42.4	10.0	161	8	251.6	233.9	521.4	11	428
滋賀	43.0	13.3	165	17	362.2	316.8	1029.5	20	825	41.9	9.6	160	8	254.1	235.9	553.6	9	949
京都	44.3	13.7	167	13	373.6	340.8	953.1	29	693	41.5	9.3	161	7	283.0	264.1	661.5	17	607
大阪	44.6	13.6	167	12	386.6	357.6	1031.8	155	270	41.9	9.3	162	7	285.5	268.7	645.0	81	967
兵庫	44.1	13.8	166	14	375.5	340.0	1094.8	63	028	42.6	9.3	161	7	268.9	252.6	609.4	36	593
奈良	45.2	13.8	168	14	347.6	317.1	799.9	10	727	42.2	9.6	163	7	265.3	248.6	538.8	7	152
和歌山	44.4	13.2	175	14	353.4	320.0	820.9	9	671	44.1	10.0	164	7	242.8	228.9	530.4	5	417
鳥取	44.0	12.9	167	11	294.3	271.3	649.8	6	482	42.8	10.3	164	5	236.2	226.2	488.5	5	051
島根	44.3	13.8	165	14	317.8	283.8	745.9	7	492	43.3	10.6	162	6	239.0	224.2	516.2	5	350
岡山	43.9	13.7	167	15	337.7	304.1	850.9	27	548	42.5	9.9	164	6	249.8	234.9	576.8	17	051
広島	44.0	13.8	166	16	353.0	317.7	979.3	40	792	42.8	9.9	163	7	259.8	244.9	621.9	23	645
山口	44.4	14.1	167	14	343.0	307.8	979.0	16	814	43.5	10.8	162	6	250.3	236.1	604.7	9	167
徳島	44.9	14.8	167	10	323.3	295.9	900.9	7	488	45.2	11.7	163	5	244.0	232.9	584.2	5	340
香川	43.9	14.0	169	12	338.4	310.3	886.1	13	006	43.2	10.8	164	7	251.7	236.6	590.3	7	504
愛媛	43.9	13.9	167	12	318.1	292.6	836.9	15	891	43.7	10.5	163	5	237.7	227.4	541.8	9	844
高知	44.3	12.8	167	10	317.8	294.9	674.4	6	939	44.4	11.3	161	5	247.5	234.1	550.5	5	320
福岡	44.4	13.3	167	14	349.6	318.5	966.4	70	654	42.3	9.3	163	6	252.9	239.4	563.2	43	898
佐賀	44.6	13.8	169	13	309.9	280.3	801.7	9	982	44.0	10.9	165	6	226.8	214.4	496.6	6	140
長崎	45.3	14.1	168	13	322.3	293.4	764.9	12	738	44.3	10.8	163	6	234.7	222.5	546.1	9	110
熊本	44.4	12.5	169	14	318.7	288.8	819.2	18	630	42.8	10.0	165	6	237.2	225.0	503.0	13	167
大分	44.1	13.3	167	13	321.9	291.2	874.3	14	119	44.0	9.7	163	5	230.0	216.2	510.4	9	374
宮崎	45.4	12.8	171	13	298.4	274.7	697.9	12	139	43.6	9.7	164	6	215.4	204.8	459.9	9	162
鹿児島	44.6	13.4	168	13	316.2	288.0	770.8	18	497	43.2	10.0	166	7	231.0	218.1	474.9	11	563
沖縄	42.9	11.0	167	10	292.4	272.9	555.1	13	859	42.6	8.8	163	5	230.8	222.1	393.8	10	672

資料出所 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

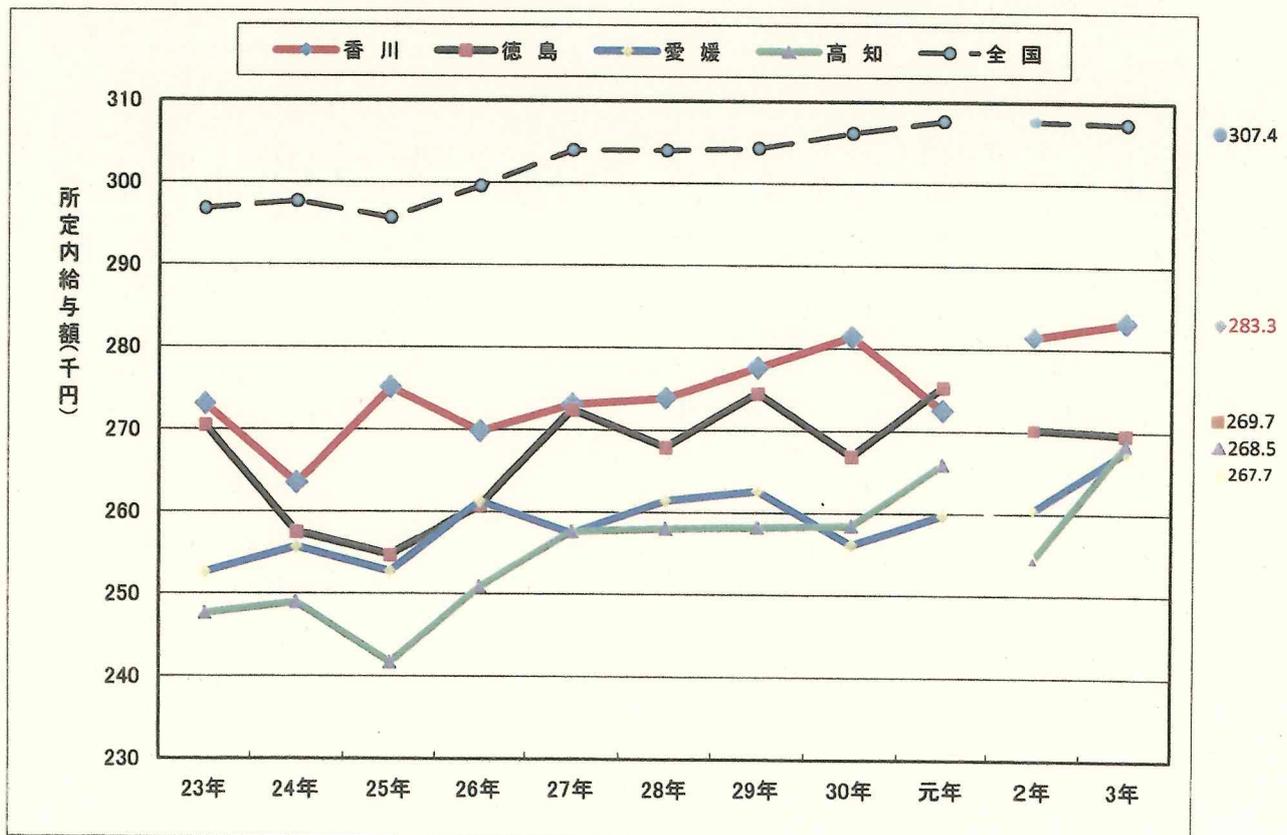
産業計・規模計 (単位:千円)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
香川	273.2	263.6	275.2	269.9	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6	281.5	283.3
徳島	270.6	257.6	254.8	260.8	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4	270.3	269.7
愛媛	252.7	255.8	252.8	261.4	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8	260.5	267.7
高知	247.7	249.0	241.7	250.9	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0	254.5	268.5
全国	296.8	297.7	295.7	299.6	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7	307.7	307.4

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

2 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



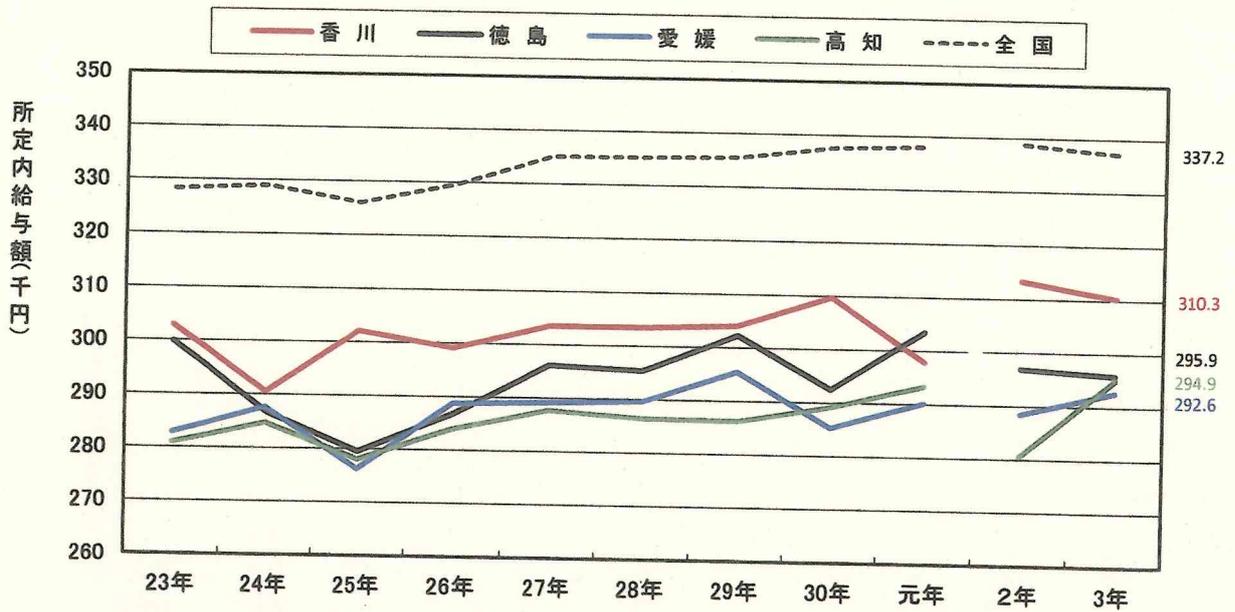
男性

産業計・規模計 (単位:千円)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
香川	302.9	290.5	302.1	299.1	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8	313.3	310.3
徳島	299.9	286.8	279.5	286.7	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5	297.0	295.9
愛媛	282.8	287.6	276.2	288.7	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1	288.4	292.6
高知	280.9	284.7	278.0	283.9	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3	280.5	294.9
全国	328.3	329.0	326.0	329.6	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0	338.8	337.2

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



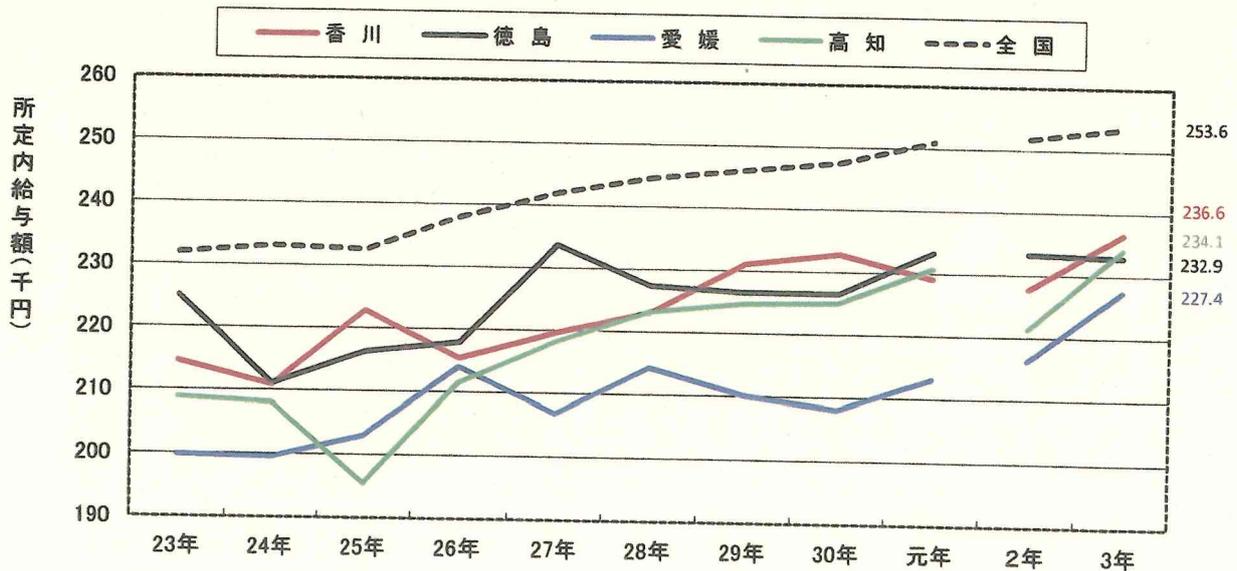
女性

産業計・規模計 (単位:千円)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
香川	214.6	210.9	222.9	215.4	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1	227.7	236.6
徳島	225.0	211.1	216.3	217.9	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3	233.3	232.9
愛媛	199.8	199.5	203.0	214.0	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1	216.2	227.4
高知	208.8	208.1	195.4	211.5	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7	221.3	234.1
全国	231.9	233.1	232.6	238.0	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0	251.8	253.6

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

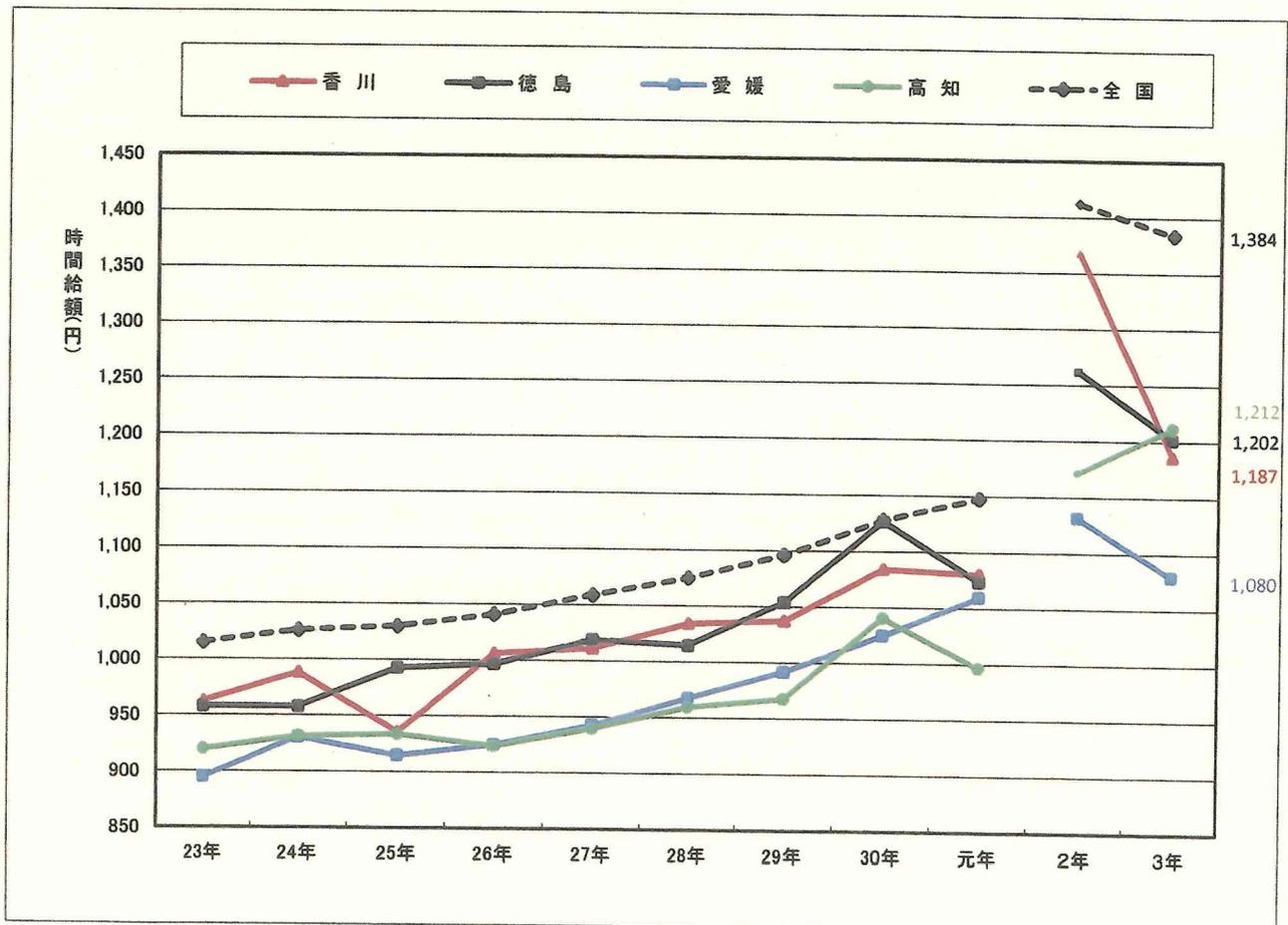
男女計

産業計・企業規模計 (単位：円)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
香川	963	989	936	1,007	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081	1,368	1,187
徳島	958	958	993	997	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074	1,262	1,202
愛媛	895	931	915	925	943	968	992	1,025	1,060	1,132	1,080
高知	920	932	934	924	940	960	968	1,041	997	1,172	1,212
全国	1,015	1,026	1,030	1,041	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148	1,412	1,384

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている労働者を除外している。



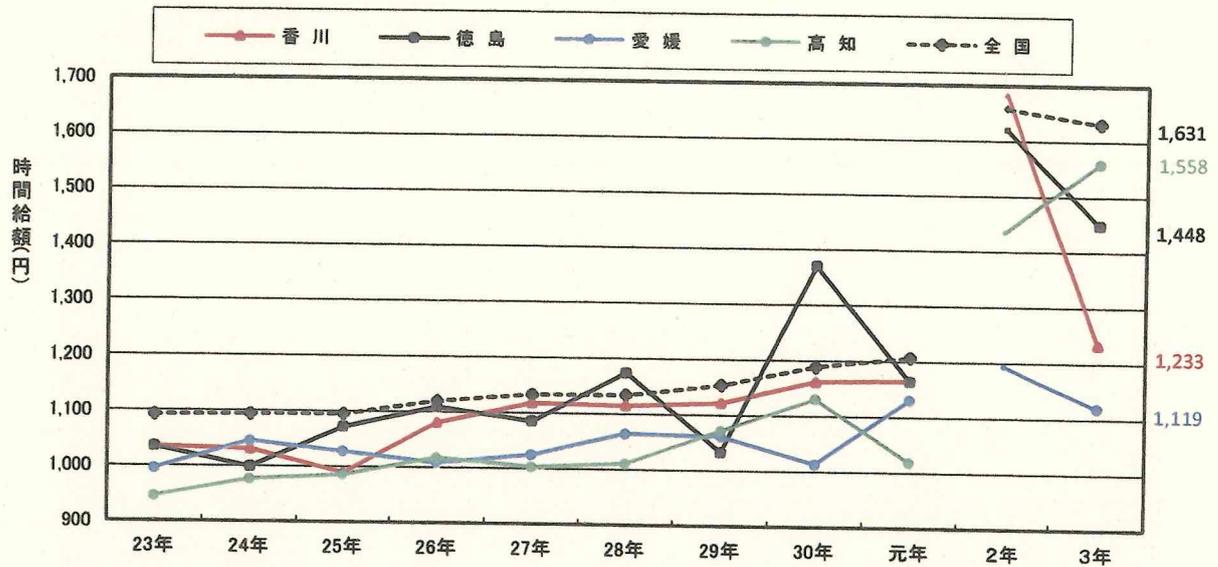
男性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
香川	1,035	1,031	989	1,081	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165	1,683	1,233
徳島	1,035	999	1,072	1,109	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164	1,620	1,448
愛媛	995	1,045	1,027	1,008	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130	1,193	1,119
高知	945	976	985	1,017	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018	1,434	1,558
全国	1,092	1,094	1,095	1,120	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207	1,658	1,631

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 男女計の注) 2に同じ。



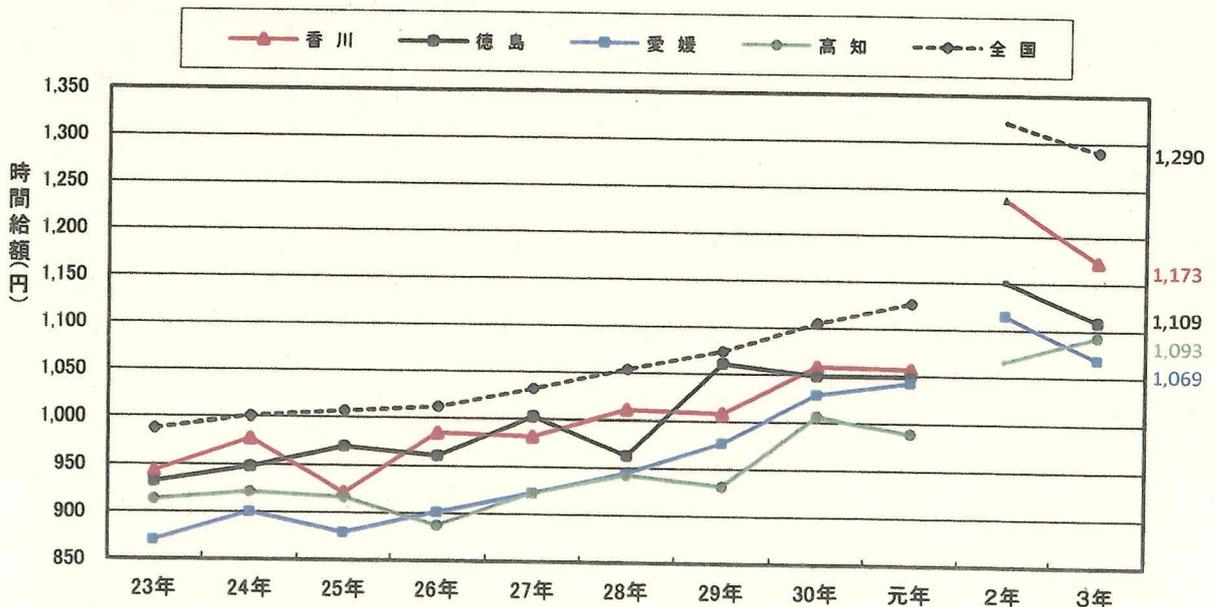
女性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
香川	943	978	921	985	982	1,011	1,008	1,059	1,057	1,239	1,173
徳島	932	948	970	961	1,003	963	1,061	1,049	1,049	1,151	1,109
愛媛	870	900	879	901	922	944	977	1,029	1,042	1,115	1,069
高知	913	921	916	887	922	942	931	1,006	989	1,066	1,093
全国	988	1,001	1,007	1,012	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127	1,321	1,290

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 男女計の注) 2に同じ。



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額

令和3年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	45.5	5.7	14.7	5.1	1,233	25.9	47.5	7.0	16.3	5.1	1,173	45.6
製 造 業	60.6	14.2	18.2	5.9	1,215	111.4	47.8	8.7	19.1	5.7	1,057	79.7
卸売・小売業	43.2	4.1	15.7	5.3	1,026	8.5	49.0	7.7	17.5	5.0	1,019	19.0
宿泊業、飲食 サービス業	28.7	3.2	11.4	4.3	1,118	7.7	39.5	4.5	14.1	4.8	1,102	4.5
サービス業	58.4	6.4	16.9	5.6	1,075	22.5	51.2	4.8	15.8	4.8	1,076	12.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

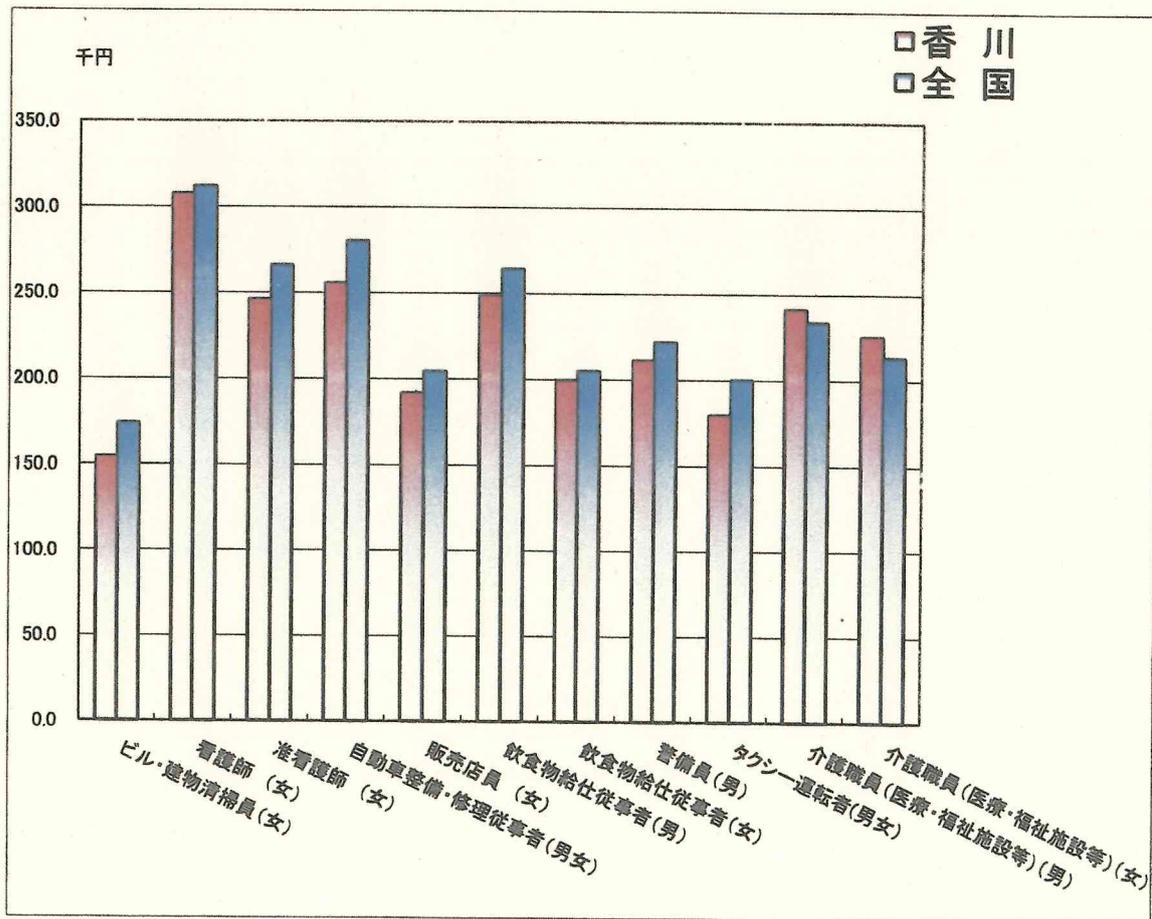
6 職種別所定内給与額

令和3年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

職 種	香 川	全 国
土木従事者・鉄道線路工事従事者(男女)	297.4	276.7
ビル・建物清掃員(男)	178.5	207.8
ビル・建物清掃員(女)	154.0	173.8
看護師 (女)	307.4	311.8
准看護師 (女)	245.8	265.8
自動車整備・修理従事者(男女)	255.4	280.1
販売店員 (女)	191.5	204.3
飲食物給仕従事者(男)	248.5	263.9
飲食物給仕従事者(女)	198.9	204.7
警備員(男)	211.1	221.7
タクシー運転者(男女)	179.3	200.0
介護職員(医療・福祉施設等)(男)	241.2	233.6
介護職員(医療・福祉施設等)(女)	225.3	213.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

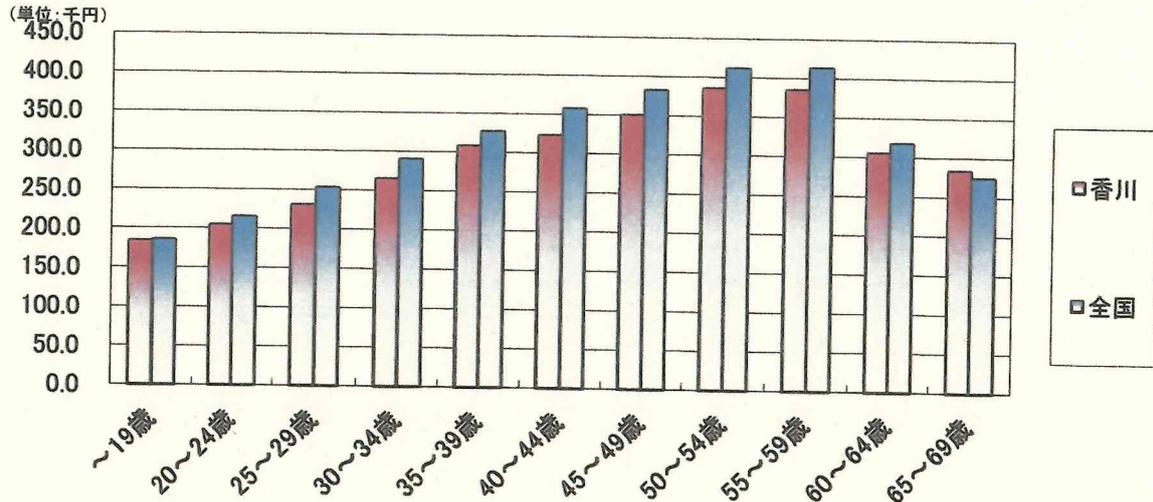
男性

令和3年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	183.9	204.5	230.7	265.0	308.3	322.9	350.5	385.8	385.0	305.4	283.7
全国	185.6	215.4	253.3	290.5	327.0	357.6	382.8	412.1	413.6	318.1	274.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



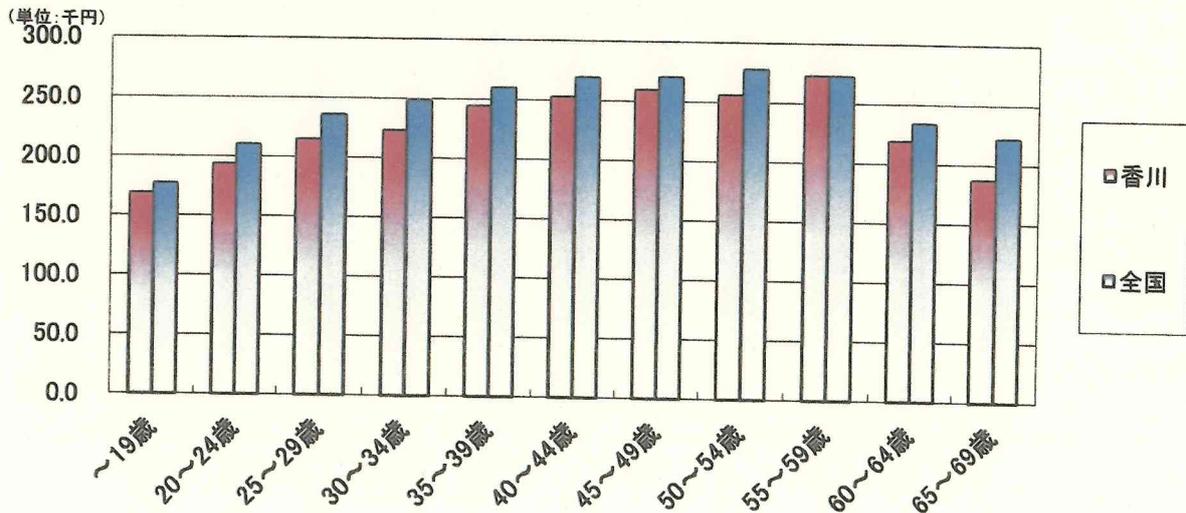
女性

令和3年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	168.9	193.9	215.1	223.4	244.6	253.2	259.8	256.3	273.2	219.3	187.6
全国	177.3	210.7	236.2	248.5	260.0	269.9	270.9	277.9	273.3	234.4	222.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



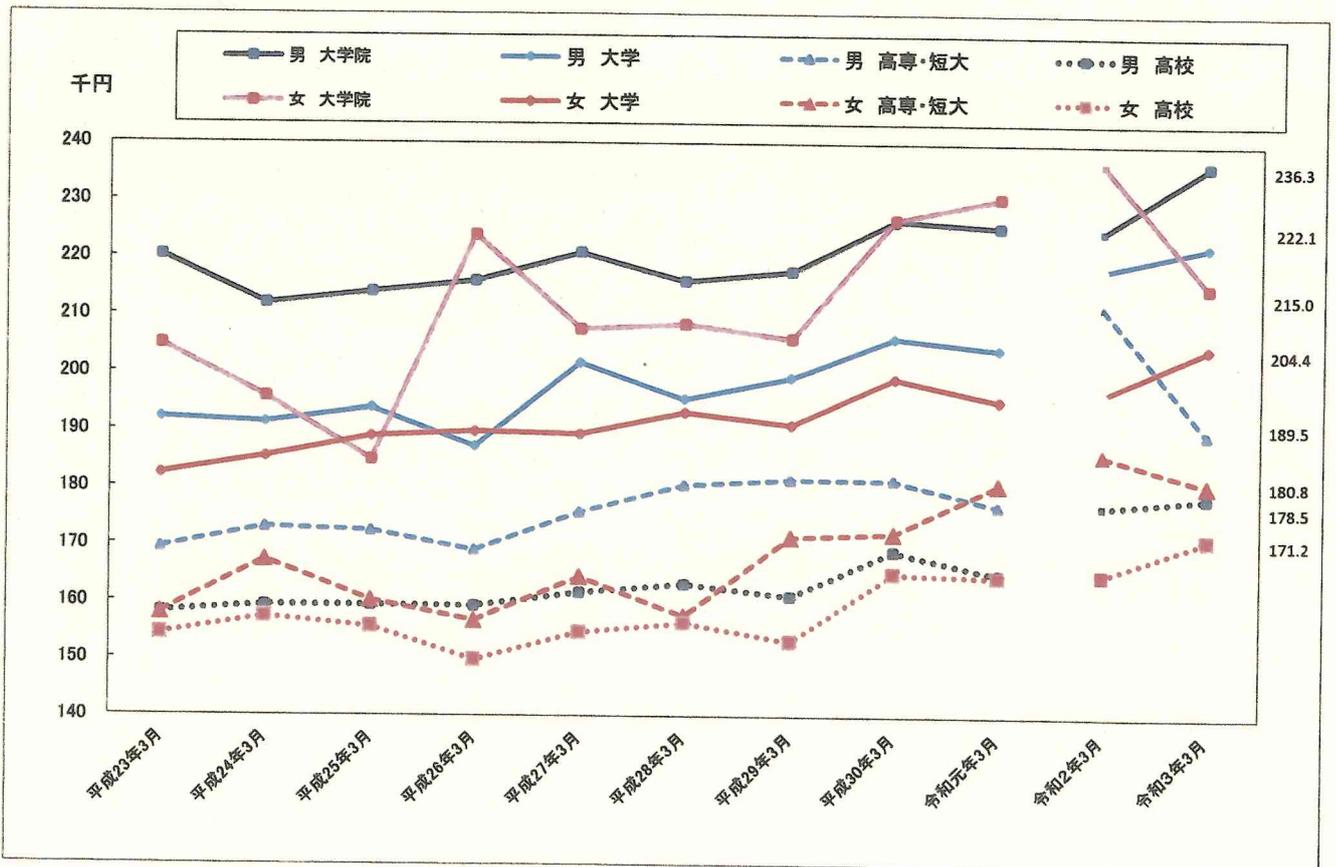
8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

産業計・企業規模計 (格差:東京=100)

卒業年月	男								女							
	大学院		大学		高専・短大		高校		大学院		大学		高専・短大		高校	
	所定内給与額 (千円)	格差														
令和3年3月	236.3	92.0	222.1	95.2	189.5	92.7	178.5	92.8	215.0	85.0	204.4	89.9	180.8	89.3	171.2	80.9
令和2年3月	224.7	87.7	218.0	94.0	211.6	94.2	176.9	97.3	236.4	82.5	196.4	86.3	186.0	87.5	164.9	88.3
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0
平成25年3月	213.9	91.0	193.7	92.0	172.3	95.0	159.3	96.0	184.8	77.0	188.9	93.0	160.2	88.0	155.6	96.0
平成24年3月	211.9	92.0	191.2	92.0	172.9	96.0	159.3	97.0	195.7	83.0	185.3	90.0	167.3	95.0	157.3	95.0
平成23年3月	220.2	87.0	192.0	85.0	169.3	87.0	158.1	96.0	204.8	78.0	182.3	84.0	158.0	82.0	154.3	96.0

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 令和元年までは、所定内給与額に通勤手当は含まれていない。



香川県の雇用情勢（令和4年4月分）

- 4月の有効求人倍率（季調値） **1.52倍**（前月差 **▲0.02ポイント**）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.16倍**（前年同月差 **0.14ポイント**）
- 雇用情勢判断
「新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.02ポイント低下。129か月連続で1倍台(全国第8位、全国1.23倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.14ポイント上昇(全国第7位、全国0.92倍)

年 月	R3年11月	12月	R4年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	1.41	1.44	1.52	1.54	1.54	1.52
正社員有効求人倍率	1.21	1.30	1.30	1.24	1.18	1.16

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

2. 令和3年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- 判断を据え置き

変更した月	変更した内容	判断方向
令和4年1月	新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している	上方修正
令和3年11月	依然として新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、持ち直しの動きが進んでいる	上方修正
令和3年9月	依然として新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、弱含みながら持ち直しの動きがみられる	上方修正
令和3年7月	求人が求職を上回って推移しているが、求人は弱含んでおり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある	据え置き

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、8,277人(前年同月比 9.2%増) 13か月連続で増加
増加した主な産業は、農、林、漁業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業 等
減少した主な産業は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、生活関連サービス、娯楽業 等

年 月	R3年11月	12月	R4年1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	6.4	17.0	16.5	13.6	6.7	9.2

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、4,915人(前年同月比 0.4%減) 2か月連続で減少

年 月	R3年11月	12月	R4年1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	13.8	7.5	5.9	2.8	▲1.9	▲0.4

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

労働市場の動向(令和4年4月)

香川県

香川労働局発表
令和4年5月31日(火)
午前 8:30 解禁

1. 労働市場

(1) 概況 有効求人倍率 1.52 倍 (前月より 0.02 ポイント低下) 全国 8 位

4月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.52倍(全国8位)と前月より0.02ポイント低下した。平成23年8月以降、129か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、農、林、漁業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業等で増加し、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、生活関連サービス、娯楽業等で減少となり、全体で9.2%増と13か月連続で増加した。有効求人(原数値で前年同月比)は、11.9%増と12か月連続で増加した。新規求職(原数値で前年同月比)は、0.4%減と2か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は、0.8%減と9か月連続で減少した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.34倍、丸亀1.41倍、坂出1.72倍、観音寺1.58倍、さぬき0.86倍、土庄1.61倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.16倍と0.14ポイント上昇した。正社員の新規求人は10.2%増、非正社員の新規求人は8.1%増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は50.5%と前年同月より0.4ポイント上昇した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している」とした。

○ 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	3年				4年				4年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
香川県	1.34	1.34	1.35	1.36	1.35	1.38	1.39	1.41	1.44	1.52	1.54	1.54	1.52
四国	1.22	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.27	1.29	1.30	1.33	1.34	1.34	1.34
全国	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23

- (注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。
3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.16 倍 (前年同月を 0.14 ポイント上回る)

正社員の有効求人倍率は1.16倍となり、前年同月を0.14ポイント上回った。11か月連続で、前年同月を上回った。

項目	年 月	年 月			前年同月比、差 (%、ポイント)
		4年3月	4年4月	3年4月	
正社員新規求人数	(人)	3,862	4,182	3,795	10.2
正社員有効求人数	(人)	11,931	11,725	10,426	12.5
正社員就職件数	(件)	650	525	620	▲15.3
常用フルタイム有効求職者数	(人)	10,102	10,113	10,201	▲0.9
正社員有効求人倍率	(倍)	1.18	1.16	1.02	0.14
正社員充足率	(%)	16.8	12.6	16.3	▲3.7

- (注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)
2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人動向

新規求人数 8,277人 (前年同月比 9.2%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 9.2%増と 13 か月連続で増加した。産業別では、建設業(0.8%減)、製造業(7.9%増)、情報通信業(50.9%減)、運輸業、郵便業(12.5%増)、卸売業、小売業(31.3%増)、宿泊業、飲食サービス業(29.0%増)、生活関連サービス業、娯楽業(9.6%減)、医療、福祉(4.9%増)、サービス業(7.1%増)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	3年11月	3年12月	4年1月	4年2月	4年3月	4年4月
農 業 , 林 業 , 漁 業	▲ 2.4	▲ 5.6	39.3	1.2	▲ 4.8	38.7
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	0.0	-	▲ 44.4	-	▲ 66.7	11.1
建 設 業	2.8	19.6	3.3	41.3	▲ 8.1	▲ 0.8
製 造 業	16.2	29.1	35.3	37.4	19.3	7.9
食 料 品 製 造 業	▲ 2.0	0.3	36.8	50.9	18.2	13.4
織 維 工 業	80.0	106.5	64.5	113.6	4.2	31.1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	10.0	36.7	▲ 2.0	94.7	88.6	▲ 6.4
印 刷 ・ 同 関 連 業	100.0	48.3	9.1	133.3	125.0	22.8
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	▲ 34.3	133.3	59.3	15.2	178.6	61.5
金 属 製 品	▲ 7.9	107.4	90.7	1.1	21.7	39.4
は ん 用 機 械 器 具	71.0	0.0	52.1	▲ 16.4	2.0	0.0
生 産 用 機 械 器 具	32.1	33.9	61.4	52.4	▲ 14.9	▲ 35.0
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	0.0	400.0	▲ 7.7	150.0	0.0	▲ 81.3
電 気 機 械 器 具	0.0	▲ 15.1	27.0	▲ 4.7	▲ 27.7	▲ 28.3
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	151.6	34.5	49.5	51.0	74.1	15.5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	▲ 40.0	1100.0	▲ 18.2	87.5	▲ 34.5	▲ 81.3
情 報 通 信 業	72.4	0.0	▲ 55.9	25.0	153.8	▲ 50.9
運 輸 業 , 郵 便 業	▲ 16.1	28.1	▲ 2.1	▲ 11.7	32.4	12.5
卸 売 業 , 小 売 業	0.4	28.4	17.0	31.7	10.6	31.3
卸 売 業	27.7	15.1	2.8	20.9	1.6	24.5
小 売 業	▲ 7.6	37.8	24.9	36.8	16.8	35.9
金 融 業 , 保 険 業	▲ 5.9	▲ 24.3	105.9	▲ 35.4	62.5	▲ 9.5
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	47.7	14.1	17.9	29.4	▲ 11.4	11.4
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	15.8	6.9	▲ 5.3	19.2	0.6	15.6
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.5	11.2	18.5	24.6	28.1	29.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	▲ 11.1	52.9	▲ 2.0	0.3	9.5	▲ 9.6
教 育 , 学 習 支 援 業	▲ 1.8	▲ 36.2	18.7	▲ 23.4	1.0	20.0
医 療 , 福 祉	13.1	8.2	6.3	▲ 7.4	3.4	4.9
医 療 業	21.7	9.1	16.1	▲ 2.5	9.9	8.5
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	8.8	7.0	0.6	▲ 11.0	0.1	2.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	▲ 3.3	▲ 34.0	▲ 4.2	▲ 34.3	▲ 31.7	▲ 1.9
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	19.8	12.2	46.2	23.4	▲ 8.0	7.1
公 ・ 務 ・ そ の 他	▲ 14.0	33.3	22.4	3.2	7.6	▲ 2.2

(注) パートタイムを含む全数。平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 人手不足業種のため、求人が充足せずに更新されることが多いが、4月は求人提出時期のずれにより求人が出されなかったことが重なったため、やや減少した。
- 製造業 内食需要の高まりが継続する食品製造業が引き続き増加したほか、求人数が多い金属製品製造業や造船業でも増加したため、製造業全体として増加した。
- 情報通信業 前年に出された構造物点検調査の短期求人がなかったことによる減少や求人提出時期のずれ等が減少要因となった。
- 運輸業、郵便業 運輸付帯サービス業での道路管理や料金収受の求人が提出時期のずれから増加したほか、人手不足から人材確保に動く事業所も多く、貨物輸送、旅客輸送ともに求人が増加している。
- 卸売業、小売業 巣ごもり需要による内食や中食への需要の高まりから、スーパーのほか食料品を扱う事業所の求人が卸売業、小売業ともに増加している。
- 宿泊業、飲食サービス業 行動制限の緩和による需要の回復を見据えた宿泊業での求人が増加したほか、人手不足の飲食業もチェーン展開する規模の大きな企業を中心に人材確保に向けた動きを強めている。
- 生活関連サービス業、娯楽業 レジャー施設からの求人が提出時期のずれによりなかったほか、洗濯業や冠婚葬祭業等で前年に求人があった事業所から求人が出されなかったことが影響して減少した。
- 医療、福祉 人手不足感は続いており、看護師や介護職員等の専門職を中心に、事業規模を問わず求人が更新される事業所が多くなっている。
- サービス業 派遣業で、製造業や物流関係を中心に求人が引き続き増加しているほか、事業サービス業では建物清掃請負を中心に求人が増加した。

(4) 求職の動向

新規求職者数 4,915 人 (前年同月比 0.4%減少)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 0.4%減と 2 か月連続で減少した。うち、一般求職者は 0.4%減と 7 か月ぶりに減少、パート求職者は 0.5%減と 2 か月連続で減少した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専門・技術的職業	1.81
事務的職業	0.53
販売の職業	2.21
サービスの職業	2.94
生産工程の職業	2.45
輸送・機械運転の職業	2.08
建設・採掘の職業	6.74
運搬・清掃・包装等の職業	1.06

(注)1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。
2. 職業分類は平成 24 年 3 月から改定された。

※ 職業別の求人・求職の状況について詳しくは、香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 0.4%減と 7 か月ぶりに減少した。常用有効求職者は前年同月比 0.9%減と 9 か月連続で減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55歳以上	60歳以上
常用新規求職	3年12月	6.9	6.9	21.9	16.8	6.9	▲15.2	▲10.0
	4年1月	5.1	11.7	▲3.0	6.2	13.8	0.6	3.9
	2月	0.6	7.0	1.1	▲3.8	7.0	▲6.0	▲4.1
	3月	0.0	9.0	3.7	0.2	▲1.3	▲7.6	▲4.2
	4月	▲0.4	0.3	▲0.5	▲10.6	8.3	0.1	0.7
常用有効求職	3年12月	▲4.2	▲2.5	▲4.6	1.2	▲1.0	▲12.1	▲13.3
	4年1月	▲1.5	4.2	▲2.5	3.1	1.5	▲9.6	▲10.1
	2月	▲1.4	6.6	0.1	▲1.0	1.6	▲9.5	▲8.0
	3月	▲2.0	6.2	▲0.5	▲3.3	1.1	▲8.9	▲7.4
	4月	▲0.9	7.2	2.7	▲6.4	2.4	▲6.1	▲7.6

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 0.9%減と 15 か月ぶりに減少、離職者は前年と同水準となった。うち事業主都合離職者は 9.7%減と 3 か月連続で減少、自己都合離職者は 3.7%増と 2 か月ぶりに増加した。無業者は 2.8%減と 3 か月ぶりに減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55歳以上	60歳以上
計		▲0.4	0.3	▲0.5	▲10.6	8.3	0.1	0.7
求職理由	在職者	▲0.9	▲11.5	▲1.1	▲14.1	27.7	▲10.8	▲3.5
	離職者	0.0	7.4	▲1.0	▲8.0	▲0.5	3.7	3.2
	事業主都合	▲9.7	▲31.8	▲33.3	▲22.5	▲2.6	3.9	▲3.6
	自己都合	3.7	12.3	6.7	▲5.3	0.4	8.2	18.0
無業者		▲2.8	0.0	10.3	▲19.2	25.0	▲25.9	▲38.9

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注)令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向 就職件数 1,173 人 (前年同月比 15.6%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 15.6%減と 3 か月連続で減少した。うち一般は 20.7%減と 2 か月連続で減少、パートは 8.5%減と 3 か月連続で減少した。

パートを含む新規就職率は 23.9%で、前年同月を 4.3 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比 (%)

	全 数	一 般	年 齢		パート
			44 歳以下	45 歳以上	
3 年 12 月	▲0.2	▲0.7	▲14.6	21.9	0.4
4 年 1 月	4.1	6.8	2.4	13.3	0.5
2 月	▲1.7	3.8	8.1	▲1.3	▲7.5
3 月	▲9.3	▲7.7	▲14.3	0.9	▲11.3
4 月	▲15.6	▲20.7	▲20.4	▲21.2	▲8.5

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係 受給者実人員 2,919 人(前年同月比 8.7%減少)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 8.7%減と 9 か月連続で減少した。

○年齢別受給者実人員 (人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	2,919	▲8.7
29 歳以下	408	▲5.3
30～44 歳	783	▲8.7
45～59 歳	1,074	▲8.8
60 歳以上	654	▲10.7
44 歳以下	1,191	▲7.6
45 歳以上	1,728	▲9.5

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 13.4%減と 4 か月連続で減少した。

建設業は 2 か月ぶりに増加、製造業は 4 か月連続で減少、運輸、郵便業は 3 か月ぶりに減少、卸売・小売業は 4 か月ぶりに増加、宿泊業、飲食サービス業は 6 か月ぶりに増加、医療、福祉は 2 か月ぶりに減少、サービス業は 2 か月ぶりに減少した。

○産業別事業主都合解雇者 (人、%)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	420	▲13.4
建設業	26	44.4
製造業	50	▲25.4
運輸、郵便業	20	▲4.8
卸売、小売業	76	7.0
宿泊、飲食サービス業	27	125.0
医療、福祉	26	▲35.0
サービス業	57	▲9.5

(注) 1. 「高年齢＋特例」被保険者を含む。

2. 平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」を平成 21 年 4 月より適用、集計したもの。

2. 経済情勢（2022年5月17日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある。

すなわち、設備投資は持ち直している。個人消費は、持ち直している。住宅投資は持ち直しの動きが一服している。公共投資は減少している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善に向かいつつある。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、持ち直している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2021年度は、前年を上回る見込みとなっている。2022年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直している。

大型小売店の売上は、持ち直しつつある。

乗用車販売は、横ばい圏内の動きとなっている。

家電販売は、底堅く推移している。

住宅投資は、持ち直しの動きが一服している。

公共投資は、減少している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。金属製品、窯業・土石は、持ち直している。輸送機械は、持ち直しの動きがみられる。非鉄金属は、横ばい圏内の動きとなっている。電気機械、汎用・生産用機械は、弱含んでいる。食料品は、弱めの動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善に向かいつつある。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台半ばのプラスとなっている。

2022年4月分

職業別 求人・求職状況
(常用的パートタイム)

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
	構成比				構成比	男	女
7,831	100.0%	1.16	職業計	6,778	100.0%	2,267	4,507
0	0.0%	0.00	A 管理的職業	14	0.2%	13	1
1,114	14.2%	1.64	B 専門的・技術的職業	678	10.0%	123	555
3	0.0%	0.33	07 開発技術者	9	0.1%	9	0
13	0.2%	0.52	08 製造技術者	25	0.4%	14	11
11	0.1%	0.58	09 建築・土木技術者等	19	0.3%	17	2
41	0.5%	1.24	12 医師、薬剤師等	33	0.5%	5	28
341	4.4%	1.54	13 保健師、助産師、看護師	222	3.3%	5	217
140	1.8%	2.69	14 医療技術者	52	0.8%	7	45
39	0.5%	1.44	15 その他の保健医療	27	0.4%	8	19
328	4.2%	2.00	16 社会福祉の専門的職業	164	2.4%	6	158
22	0.3%	0.88	22 美術家、デザイナー等	25	0.4%	8	17
168	2.1%	2.05	05.06.17~21.23.24 その他の専門的職業	82	1.2%	29	53
773	9.9%	0.59	C 事務的職業	1,316	19.4%	228	1,088
584	7.5%	0.49	25 一般事務員	1,185	17.5%	184	1,001
44	0.6%	0.96	26 会計事務員	46	0.7%	11	35
29	0.4%	1.16	28 営業・販売関連事務員	25	0.4%	7	18
873	11.1%	3.19	D 販売の職業	274	4.0%	65	209
853	10.9%	3.68	32 商品販売の職業	232	3.4%	34	198
16	0.2%	0.46	34 営業の職業	35	0.5%	29	6
2,531	32.3%	3.40	E サービスの職業	745	11.0%	132	613
660	8.4%	3.16	36 介護サービスの職業	209	3.1%	31	178
132	1.7%	2.81	37 保健医療サービス	47	0.7%	4	43
103	1.3%	2.45	38 生活衛生サービス	42	0.6%	6	36
719	9.2%	3.44	39 飲食物調理の職業	209	3.1%	35	174
617	7.9%	5.51	40 接客・給仕の職業	112	1.7%	13	99
139	1.8%	3.76	41 居住施設・ビルの管理	37	0.5%	28	9
150	1.9%	1.85	42 その他のサービス業	81	1.2%	15	66
166	2.1%	4.37	F 保安の職業	38	0.6%	36	2
111	1.4%	1.35	G 農林漁業の職業	82	1.2%	49	33
587	7.5%	2.22	H 生産工程の職業	265	3.9%	112	153
1	0.0%	0.33	49 生産設備 (金属)	3	0.0%	3	0
6	0.1%	1.20	50 生産設備 (金属を除く)	5	0.1%	4	1
46	0.6%	2.30	52 金属材料製造等	20	0.3%	14	6
431	5.5%	2.91	54 製品製造・加工処理	148	2.2%	48	100
43	0.5%	2.87	57 機械組立の職業	15	0.2%	9	6
29	0.4%	3.63	60 機械整備・修理の職業	8	0.1%	8	0
10	0.1%	1.11	62 製品検査 (金属除く)	9	0.1%	3	6
7	0.1%	7.00	63 機械検査の職業	1	0.0%	0	1
9	0.1%	0.17	64 生産関連生産類似	54	0.8%	21	33
173	2.2%	1.38	I 輸送・機械運転の職業	125	1.8%	119	6
162	2.1%	1.60	66 自動車運転の職業	101	1.5%	97	4
3	0.0%	0.38	69 定置・建設機械運転	8	0.1%	8	0
37	0.5%	1.09	J 建設・探掘の職業	34	0.5%	31	3
14	0.2%	14.00	70 建設躯体工事の職業	1	0.0%	1	0
8	0.1%	0.67	71 建設の職業	12	0.2%	10	2
0	0.0%	0.00	72 電気工事の職業	12	0.2%	11	1
15	0.2%	1.67	73 土木の職業	9	0.1%	9	0
1,466	18.7%	1.09	K 運搬・清掃等の職業	1,339	19.8%	641	697
201	2.6%	1.46	75 運搬の職業	138	2.0%	96	42
778	9.9%	2.69	76 清掃の職業	289	4.3%	118	171
82	1.0%	2.93	77 包装の職業	28	0.4%	5	23
1,243	15.9%	2.38	(福祉関連計)	522	7.7%	44	478

* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれます。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金		
	フルタイム 上限	(月額) ～ 下限		パート 上限	(時間額) ～ 下限	フルタイム (月額)	
職業計	252,833	～	191,210	1,152	～	1,023	323,920
A 管理的職業	329,888	～	277,571	-	～	-	552,727
B 専門的・技術的職業	282,089	～	210,485	1,437	～	1,201	940,431
07 開発技術者	311,158	～	194,000	-	～	-	
08 製造技術者	286,167	～	195,722	1,000	～	1,000	
09 建築・土木技術者等	343,220	～	220,173	1,380	～	1,080	
12 医師・薬剤師等	424,939	～	323,026	2,450	～	2,124	
13 保健師・助産師・看護師	263,809	～	209,958	1,483	～	1,239	
14 医療技術者	273,656	～	215,638	1,579	～	1,239	
16 社会福祉の専門的職業	235,489	～	196,092	1,126	～	1,011	
C 事務的職業	212,172	～	171,592	1,283	～	1,191	186,603
25 一般事務員	198,912	～	165,394	1,401	～	1,297	
26 会計事務員	250,361	～	183,804	1,008	～	923	
28 営業・販売関連事務員	258,303	～	193,994	986	～	924	
D 販売の職業	262,328	～	195,621	1,049	～	915	212,393
32 商品販売の職業	226,988	～	178,175	1,042	～	911	
34 営業の職業	273,669	～	201,160	1,200	～	1,025	
E サービスの職業	228,004	～	178,568	1,096	～	956	210,826
36 介護サービスの職業	212,961	～	175,745	1,159	～	981	
37 保健医療サービス	197,040	～	160,203	1,152	～	1,002	
39 飲食物の調理の職業	232,471	～	182,336	1,042	～	925	
40 接客・給仕の職業	276,117	～	206,583	1,122	～	944	
41 居住施設・ビルの管理	160,132	～	145,476	959	～	958	
F 保安の職業	197,862	～	172,982	992	～	927	183,529
G 農林漁業の職業	217,009	～	174,849	1,001	～	889	187,500
H 生産工程の職業	251,131	～	182,458	1,042	～	909	199,745
50 生産設備(金属を除く)	216,473	～	177,171	1,100	～	900	
52 金属材料製造等	275,892	～	190,862	1,448	～	1,071	
54 製品製造・加工処理	218,488	～	172,340	967	～	884	
60 機械整備・修理の職業	259,079	～	183,341	1,082	～	887	
62 製品検査(金属を除く)	234,157	～	179,586	959	～	900	
63 機械検査の職業	216,267	～	161,267	900	～	900	
64 生産関連・生産類似	296,828	～	192,199	1,100	～	1,000	
I 輸送・機械運転の職業	295,733	～	218,745	1,041	～	968	218,958
66 自動車運転の職業	301,366	～	220,788	1,049	～	975	
69 定置・建設機械運転	294,104	～	216,478	-	～	-	
J 建設・採掘の職業	310,895	～	198,151	1,640	～	1,110	236,591
70 建設躯体工事の職業	332,895	～	205,717	1,875	～	1,275	
71 建設の職業	304,481	～	197,829	1,225	～	1,000	
72 電気工事の職業	297,011	～	185,921	-	～	-	
73 土木の職業	312,214	～	200,515	2,000	～	1,000	
K 運搬・清掃等の職業	209,703	～	174,632	984	～	936	181,491
75 運搬の職業	222,627	～	182,926	1,089	～	1,018	
76 清掃の職業	196,116	～	163,264	969	～	939	
77 包装の職業	170,543	～	159,700	980	～	885	
78 その他の運搬等の職業	210,075	～	174,006	968	～	893	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム (月額)		パート (時間額)		
	上限	下限	上限	下限	
職業計	253,703	~ 192,542	1,107	~ 996	208,285
A 管理的職業	352,304	~ 316,491	-	~ -	700,000
B 専門的・技術的職業	280,374	~ 211,080	1,471	~ 1,228	228,673
07開発技術者	345,222	~ 194,667	-	~ -	
08製造技術者	304,100	~ 205,700	-	~ -	
09建築・土木技術者等	327,824	~ 207,676	-	~ -	
12医師、薬剤師等	465,741	~ 346,696	2,740	~ 2,295	
13保健師、助産師、看護師	261,720	~ 219,101	1,503	~ 1,259	
14医療技術者	269,318	~ 218,899	1,682	~ 1,238	
16社会福祉の専門的職業	235,440	~ 199,308	1,120	~ 1,008	
C 事務的職業	214,963	~ 173,111	1,059	~ 978	190,580
25一般事務員	198,061	~ 165,996	1,103	~ 1,003	
26会計事務員	284,473	~ 196,327	960	~ 931	
28営業・販売関連事務員	279,122	~ 203,166	1,010	~ 945	
D 販売の職業	266,534	~ 196,838	1,047	~ 914	213,146
32商品販売の職業	221,071	~ 175,359	1,046	~ 915	
34営業の職業	279,141	~ 202,675	1,067	~ 883	
E サービスの職業	222,425	~ 176,890	1,069	~ 960	189,667
36介護サービスの職業	213,912	~ 183,763	1,173	~ 982	
37保健医療サービス	205,500	~ 166,125	1,196	~ 1,072	
39飲食物の調理の職業	214,038	~ 173,351	1,014	~ 920	
40接客・給仕の職業	260,400	~ 210,633	1,038	~ 934	
41居住施設・ビルの管理	156,806	~ 143,919	960	~ 959	
F 保安の職業	186,637	~ 171,579	938	~ 892	172,500
G 農林漁業の職業	211,205	~ 178,515	985	~ 885	184,444
H 生産工程の職業	265,072	~ 185,777	1,010	~ 899	205,217
50生産設備(金属を除く)	200,000	~ 172,000	1,100	~ 900	
52金属材料製造等	278,174	~ 184,716	1,200	~ 850	
54製品製造・加工処理	253,077	~ 186,495	913	~ 895	
60機械整備・修理の職業	262,861	~ 182,599	1,071	~ 896	
62製品検査(金属を除く)	300,000	~ 230,000	-	~ -	
63機械検査の職業	-	~ -	900	~ 900	
64生産関連・生産類似	295,026	~ 190,682	1,100	~ 1,000	
I 輸送・機械運転の職業	296,855	~ 216,976	1,026	~ 960	226,774
66自動車運転の職業	299,318	~ 217,824	1,040	~ 970	
69定置・建設機械運転	323,714	~ 230,564	-	~ -	
J 建設・探掘の職業	303,021	~ 199,221	1,350	~ 1,150	238,235
70建設躯体工事の職業	325,567	~ 211,842	1,500	~ 1,300	
71建設の職業	306,752	~ 200,295	1,200	~ 1,000	
72電気工事の職業	289,567	~ 186,060	-	~ -	
73土木の職業	290,119	~ 200,205	-	~ -	
K 運搬・清掃等の職業	212,284	~ 172,897	972	~ 938	180,000
75運搬の職業	218,844	~ 182,770	1,015	~ 967	
76清掃の職業	198,121	~ 158,164	974	~ 950	
77包装の職業	145,052	~ 142,882	1,017	~ 866	
78その他の運搬等の職業	223,376	~ 172,200	933	~ 878	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク丸亀

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	249,364	~ 189,457	1,364	~ 1,204	202,572
A 管理的職業	288,205	~ 228,031	-	~ -	150,000
B 専門的・技術的職業	274,460	~ 206,862	1,433	~ 1,166	218,052
07 開発技術者	280,000	~ 170,000	-	~ -	
08 製造技術者	251,000	~ 193,250	1,000	~ 1,000	
09 建築・土木技術者等	364,305	~ 232,000	1,000	~ 850	
12 医師、薬剤師等	338,333	~ 272,500	2,200	~ 2,040	
13 保健師、助産師、看護師	259,130	~ 200,777	1,588	~ 1,245	
14 医療技術者	284,825	~ 212,533	1,513	~ 1,314	
16 社会福祉の専門的職業	223,284	~ 195,359	1,194	~ 1,035	
C 事務的職業	208,332	~ 166,486	2,426	~ 2,316	188,545
25 一般事務員	200,813	~ 161,686	2,820	~ 2,711	
26 会計事務員	230,625	~ 174,750	1,114	~ 914	
28 営業・販売関連事務員	216,100	~ 176,000	907	~ 857	
D 販売の職業	275,389	~ 198,887	1,097	~ 914	212,414
32 商品販売の職業	290,833	~ 192,167	1,097	~ 914	
34 営業の職業	270,976	~ 200,807	-	~ -	
E サービスの職業	234,066	~ 181,167	1,125	~ 966	184,314
36 介護サービスの職業	217,190	~ 174,444	1,122	~ 1,000	
37 保健医療サービス	177,405	~ 152,169	1,075	~ 927	
39 飲食物の調理の職業	248,849	~ 192,607	1,103	~ 955	
40 接客・給仕の職業	267,985	~ 197,145	1,221	~ 991	
41 居住施設・ビルの管理	-	~ -	-	~ -	
F 保安の職業	225,138	~ 169,388	1,025	~ 962	218,000
G 農林漁業の職業	219,765	~ 167,134	949	~ 899	216,667
H 生産工程の職業	250,752	~ 187,752	1,161	~ 962	207,750
50 生産設備(金属を除く)	175,600	~ 163,440	-	~ -	
52 金属材料製造等	281,314	~ 201,581	1,675	~ 1,238	
54 製品製造・加工処理	201,299	~ 168,314	910	~ 861	
60 機械整備・修理の職業	255,033	~ 186,285	1,245	~ 870	
62 製品検査(金属を除く)	146,700	~ 146,700	-	~ -	
63 機械検査の職業	-	~ -	-	~ -	
64 生産関連・生産類似	275,429	~ 185,603	-	~ -	
I 輸送・機械運転の職業	271,549	~ 204,753	1,080	~ 999	230,370
66 自動車運転の職業	270,759	~ 202,173	1,080	~ 999	
69 定置・建設機械運転	275,050	~ 216,179	-	~ -	
J 建設・採掘の職業	315,323	~ 203,754	-	~ -	235,385
70 建設躯体工事の職業	335,771	~ 191,571	-	~ -	
71 建設の職業	331,000	~ 223,667	-	~ -	
72 電気工事の職業	307,960	~ 189,640	-	~ -	
73 土木の職業	305,100	~ 210,162	-	~ -	
K 運搬・清掃等の職業	209,980	~ 179,237	1,003	~ 943	181,818
75 運搬の職業	215,897	~ 182,026	1,256	~ 1,134	
76 清掃の職業	194,098	~ 169,104	945	~ 922	
77 包装の職業	183,200	~ 174,560	1,085	~ 899	
78 その他の運搬等の職業	220,143	~ 184,989	990	~ 909	

有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれます。

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

職業計	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	275,882	~ 200,077	1,147	~ 990	211,220
A 管理的職業	-	~ -	-	~ -	-
B 専門的・技術的職業	299,562	~ 215,545	1,419	~ 1,211	231,750
07開発技術者	290,833	~ 205,667	-	~ -	
08製造技術者	303,000	~ 176,500	-	~ -	
09建築・土木技術者等	358,092	~ 238,675	1,500	~ 1,000	
12医師、薬剤師等	500,000	~ 450,000	2,133	~ 1,900	
13保健師、助産師、看護師	271,705	~ 208,387	1,377	~ 1,192	
14医療技術者	223,824	~ 187,334	1,550	~ 1,267	
16社会福祉の専門的職業	252,964	~ 191,033	1,069	~ 967	
C 事務的職業	226,816	~ 183,302	1,008	~ 902	174,483
25一般事務員	212,489	~ 176,199	1,017	~ 905	
26会計事務員	260,000	~ 185,000	-	~ -	
28営業・販売関連事務員	231,800	~ 179,800	-	~ -	
D 販売の職業	262,103	~ 195,329	1,083	~ 962	224,118
32商品販売の職業	236,347	~ 183,304	1,000	~ 893	
34営業の職業	276,412	~ 202,009	1,333	~ 1,167	
E サービスの職業	270,055	~ 199,575	1,147	~ 960	313,333
36介護サービスの職業	212,480	~ 172,170	1,200	~ 1,029	
37保健医療サービス	215,500	~ 157,667	950	~ 850	
39飲食物の調理の職業	310,636	~ 222,732	1,124	~ 936	
40接客・給仕の職業	304,800	~ 217,200	1,181	~ 944	
41居住施設・ビルの管理	250,000	~ 180,000	949	~ 924	
F 保安の職業	-	~ -	974	~ 974	180,000
G 農林漁業の職業	208,244	~ 178,244	-	~ -	200,000
H 生産工程の職業	271,700	~ 191,787	1,059	~ 903	203,889
50生産設備(金属を除く)	-	~ -	-	~ -	
52金属材料製造等	296,458	~ 199,263	1,527	~ 1,027	
54製品製造・加工処理	206,840	~ 174,565	915	~ 858	
60機械整備・修理の職業	246,657	~ 187,136	930	~ 860	
62製品検査(金属を除く)	-	~ -	-	~ -	
63機械検査の職業	-	~ -	-	~ -	
64生産関連・生産類似	326,200	~ 204,700	-	~ -	
I 輸送・機械運転の職業	307,961	~ 229,231	1,054	~ 905	209,333
66自動車運転の職業	315,877	~ 233,903	1,067	~ 919	
69定置・建設機械運転	272,350	~ 199,075	-	~ -	
J 建設・採掘の職業	335,300	~ 192,202	1,750	~ 1,125	350,000
70建設躯体工事の職業	343,767	~ 194,167	2,250	~ 1,250	
71建設の職業	315,100	~ 186,225	1,250	~ 1,000	
72電気工事の職業	384,333	~ 189,333	-	~ -	
73土木の職業	335,593	~ 196,243	-	~ -	
K 運搬・清掃等の職業	200,062	~ 172,478	1,057	~ 970	184,091
75運搬の職業	206,758	~ 175,628	1,139	~ 1,090	
76清掃の職業	204,767	~ 169,100	999	~ 936	
77包装の職業	220,480	~ 195,040	1,100	~ 1,005	
78その他の運搬等の職業	192,591	~ 169,345	1,089	~ 934	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	242,518	～ 186,651	1,082	～ 967	192,103
A 管理的職業	314,746	～ 222,738	-	～ -	180,000
B 専門的・技術的職業	289,173	～ 211,253	1,373	～ 1,171	209,286
07開発技術者	265,000	～ 175,000	-	～ -	
08製造技術者	-	～ -	-	～ -	
09建築・土木技術者等	360,455	～ 220,909	-	～ -	
12医師、薬剤師等	458,333	～ 351,667	2,500	～ 2,000	
13保健師、助産師、看護師	256,770	～ 205,752	1,352	～ 1,181	
14医療技術者	307,500	～ 215,000	1,575	～ 1,225	
16社会福祉の専門的職業	250,755	～ 199,736	1,140	～ 1,040	
C 事務的職業	199,668	～ 166,759	1,063	～ 949	175,625
25一般事務員	187,156	～ 160,890	1,087	～ 946	
26会計事務員	243,393	～ 192,127	1,000	～ 1,000	
28営業・販売関連事務員	217,300	～ 170,933	-	～ -	
D 販売の職業	241,747	～ 192,527	981	～ 923	210,500
32商品販売の職業	218,820	～ 179,650	981	～ 923	
34営業の職業	252,665	～ 198,659	-	～ -	
E サービスの職業	206,108	～ 166,903	1,136	～ 953	177,333
36介護サービスの職業	194,020	～ 164,717	1,105	～ 991	
37保健医療サービス	196,667	～ 164,333	1,245	～ 908	
39飲食物の調理の職業	222,520	～ 153,780	975	～ 875	
40接客・給仕の職業	255,078	～ 224,935	1,074	～ 942	
41居住施設・ビルの管理	146,762	～ 146,762	-	～ -	
F 保安の職業	215,000	～ 175,500	-	～ -	156,667
G 農林漁業の職業	221,664	～ 177,162	1,017	～ 885	185,000
H 生産工程の職業	234,748	～ 172,134	983	～ 891	192,632
50生産設備(金属を除く)	226,667	～ 166,667	-	～ -	
52金属材料製造等	257,057	～ 160,434	-	～ -	
54製品製造・加工処理	218,608	～ 168,926	993	～ 886	
60機械整備・修理の職業	266,143	～ 189,642	-	～ -	
62製品検査(金属を除く)	229,100	～ 174,100	959	～ 900	
63機械検査の職業	250,000	～ 167,500	-	～ -	
64生産関連・生産類似	-	～ -	-	～ -	
I 輸送・機械運転の職業	313,355	～ 243,641	1,099	～ 1,028	201,905
66自動車運転の職業	338,227	～ 255,958	1,099	～ 1,028	
69定置・建設機械運転	260,000	～ 187,500	-	～ -	
J 建設・採掘の職業	300,750	～ 197,985	-	～ -	212,500
70建設躯体工事の職業	351,517	～ 243,767	-	～ -	
71建設の職業	260,000	～ 183,333	-	～ -	
72電気工事の職業	270,000	～ 180,000	-	～ -	
73土木の職業	304,244	～ 191,606	-	～ -	
K 運搬・清掃等の職業	212,717	～ 177,478	924	～ 897	194,000
75運搬の職業	247,025	～ 191,231	1,050	～ 975	
76清掃の職業	179,224	～ 172,124	920	～ 899	
77包装の職業	169,583	～ 156,954	867	～ 867	
78その他の運搬等の職業	183,416	～ 165,416	899	～ 873	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	249,790	～ 186,622	1,105	～ 951	189,899
A 管理的職業	-	～ -	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業	283,187	～ 207,033	1,378	～ 1,182	209,714
07開発技術者	-	～ -	-	～ -	-
08製造技術者	250,000	～ 170,000	-	～ -	-
09建築・土木技術者等	332,377	～ 227,108	1,700	～ 1,350	-
12医師、薬剤師等	426,111	～ 285,000	2,000	～ 1,800	-
13保健師、助産師、看護師	281,903	～ 199,648	1,488	～ 1,227	-
14医療技術者	274,500	～ 206,500	1,375	～ 1,177	-
16社会福祉の専門的職業	229,523	～ 192,001	1,084	～ 1,008	-
C 事務的職業	213,158	～ 173,947	969	～ 865	174,878
25一般事務員	201,667	～ 164,583	948	～ 881	-
26会計事務員	223,333	～ 180,000	880	～ 850	-
28営業・販売関連事務員	220,000	～ 190,000	-	～ -	-
D 販売の職業	246,482	～ 189,732	1,012	～ 870	181,667
32商品販売の職業	161,540	～ 161,540	1,012	～ 870	-
34営業の職業	263,470	～ 195,370	-	～ -	-
E サービスの職業	222,567	～ 170,180	1,067	～ 914	171,429
36介護サービスの職業	231,747	～ 170,525	1,183	～ 924	-
37保健医療サービス	192,500	～ 155,500	1,100	～ 900	-
39飲食物の調理の職業	155,000	～ 149,200	971	～ 921	-
40接客・給仕の職業	-	～ -	920	～ 878	-
41居住施設・ビルの管理	-	～ -	-	～ -	-
F 保安の職業	207,360	～ 196,560	1,025	～ 962	-
G 農林漁業の職業	207,780	～ 178,320	1,025	～ 888	150,000
H 生産工程の職業	226,041	～ 172,081	1,057	～ 889	191,875
50生産設備(金属を除く)	170,000	～ 150,000	-	～ -	-
52金属材料製造等	228,994	～ 176,951	1,225	～ 993	-
54製品製造・加工処理	218,769	～ 169,478	1,003	～ 864	-
60機械整備・修理の職業	232,460	～ 166,400	1,200	～ 850	-
62製品検査(金属を除く)	276,000	～ 184,000	-	～ -	-
63機械検査の職業	-	～ -	-	～ -	-
64生産関連・生産類似	250,000	～ 185,000	-	～ -	-
I 輸送・機械運転の職業	312,364	～ 211,818	958	～ 942	205,882
66自動車運転の職業	312,364	～ 211,818	958	～ 942	-
69位置・建設機械運転	-	～ -	-	～ -	-
J 建設・採掘の職業	305,442	～ 191,968	2,000	～ 1,000	225,000
70建設躯体工事の職業	-	～ -	-	～ -	-
71建設の職業	210,000	～ 170,000	-	～ -	-
72電気工事の職業	275,000	～ 184,345	-	～ -	-
73土木の職業	331,496	～ 198,171	2,000	～ 1,000	-
K 運搬・清掃等の職業	192,030	～ 159,940	1,055	～ 908	166,842
75運搬の職業	225,000	～ 165,000	880	～ 850	-
76清掃の職業	124,148	～ 124,148	1,117	～ 917	-
77包装の職業	153,000	～ 147,500	-	～ -	-
78その他の運搬等の職業	233,000	～ 198,050	1,050	～ 925	-

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2022年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) ～	パート 上限	(時間額) ～	
職業計	226,024	～ 178,290	1,097	～ 942	189,737
A 管理的職業	-	～ -	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業	277,445	～ 213,744	1,249	～ 1,075	202,000
07開発技術者	250,000	～ 180,000	-	～ -	-
08製造技術者	-	～ -	-	～ -	-
09建築・土木技術者等	381,200	～ 235,657	-	～ -	-
12医師、薬剤師等	317,000	～ 267,000	-	～ -	-
13保健師、助産師、看護師	275,311	～ 230,335	1,375	～ 1,275	-
14医療技術者	265,000	～ 230,000	1,200	～ 950	-
16社会福祉の専門的職業	194,258	～ 177,058	1,100	～ 1,010	-
C 事務的職業	193,884	～ 159,125	1,076	～ 993	193,750
25一般事務員	190,847	～ 157,304	1,114	～ 1,039	-
26会計事務員	194,216	～ 157,296	1,000	～ 900	-
28営業・販売関連事務員	235,500	～ 172,180	-	～ -	-
D 販売の職業	200,000	～ 160,000	994	～ 890	190,000
32商品販売の職業	170,000	～ 160,000	994	～ 890	-
34営業の職業	215,000	～ 160,000	-	～ -	-
E サービスの職業	179,979	～ 155,888	1,161	～ 920	182,500
36介護サービスの職業	196,233	～ 164,299	1,163	～ 936	-
37保健医療サービス	-	～ -	-	～ -	-
39飲食物の調理の職業	164,387	～ 150,480	1,100	～ 866	-
40接客・給仕の職業	169,973	～ 147,827	1,186	～ 929	-
41居住施設・ビルの管理	-	～ -	-	～ -	-
F 保安の職業	240,570	～ 194,400	1,334	～ 1,072	-
G 農林漁業の職業	227,500	～ 170,590	-	～ -	-
H 生産工程の職業	210,238	～ 169,927	1,034	～ 958	203,333
50生産設備(金属を除く)	300,000	～ 300,000	-	～ -	-
52金属材料製造等	-	～ -	-	～ -	-
54製品製造・加工処理	188,745	～ 161,795	1,034	～ 958	-
60機械整備・修理の職業	250,000	～ 165,000	-	～ -	-
62製品検査(金属を除く)	-	～ -	-	～ -	-
63機械検査の職業	148,800	～ 148,800	-	～ -	-
64生産関連・生産類似	448,000	～ 224,000	-	～ -	-
I 輸送・機械運転の職業	234,675	～ 167,772	1,000	～ 885	185,000
66自動車運転の職業	247,978	～ 171,538	1,000	～ 885	-
69定置・建設機械運転	168,160	～ 148,940	-	～ -	-
J 建設・採掘の職業	288,371	～ 199,686	-	～ -	225,000
70建設躯体工事の職業	279,600	～ 186,400	-	～ -	-
71建設の職業	298,000	～ 206,800	-	～ -	-
72電気工事の職業	190,000	～ 170,000	-	～ -	-
73土木の職業	357,000	～ 214,200	-	～ -	-
K 運搬・清掃等の職業	209,217	～ 162,593	991	～ 892	170,000
75運搬の職業	165,750	～ 150,280	1,500	～ 1,060	-
76清掃の職業	276,900	～ 191,700	925	～ 883	-
77包装の職業	-	～ -	880	～ 850	-
78その他の運搬等の職業	185,000	～ 145,800	957	～ 870	-

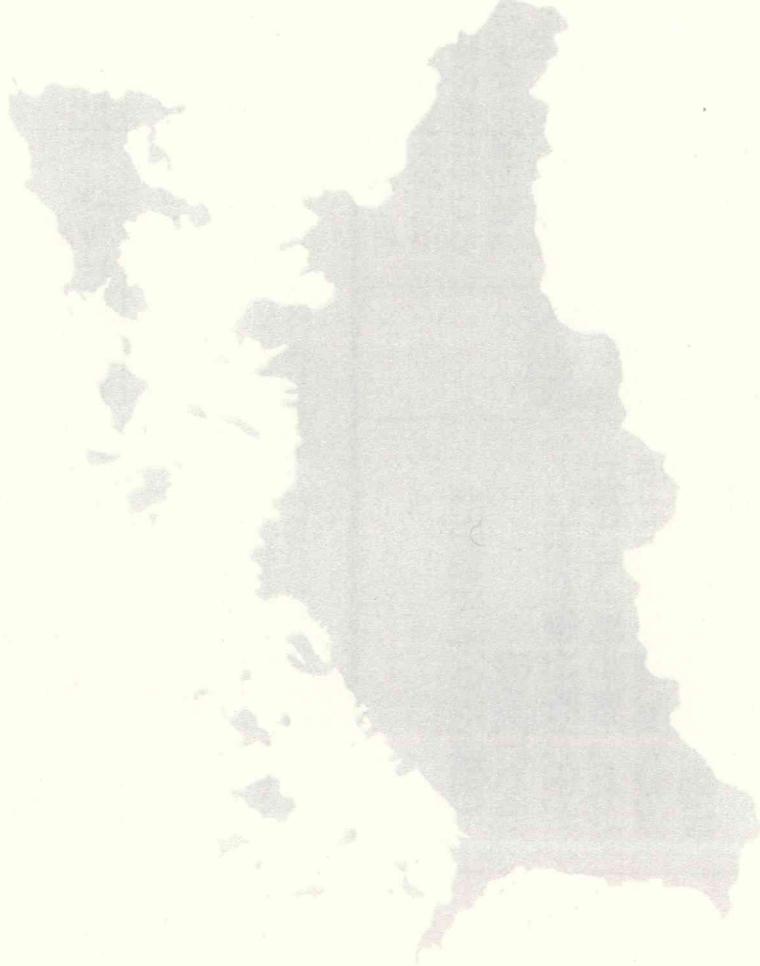
* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。



香川県内経済情勢報告



令和 4 年 4 月
財務省 四国財務局

香川県内経済情勢報告

	前回 (4年1月判断)	今回 (4年4月判断)	前回比較	総括判断の要点
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある (4期ぶり上方修正)	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている (2期ぶり下方修正)		個人消費は、百貨店・スーパーが底堅いものの、コンビニエンスストアが持ち直しに向けたテンポが緩やかになっており、観光等が弱い動きとなっていることから、全体としては、感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。生産活動は、輸送機械で弱含んでおり、汎用・生産用機械で持ち直しのテンポが緩やかになっていることなどから、全体としては持ち直しのテンポが緩やかになっていいる。雇用情勢は、感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある。

(先行き)

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。

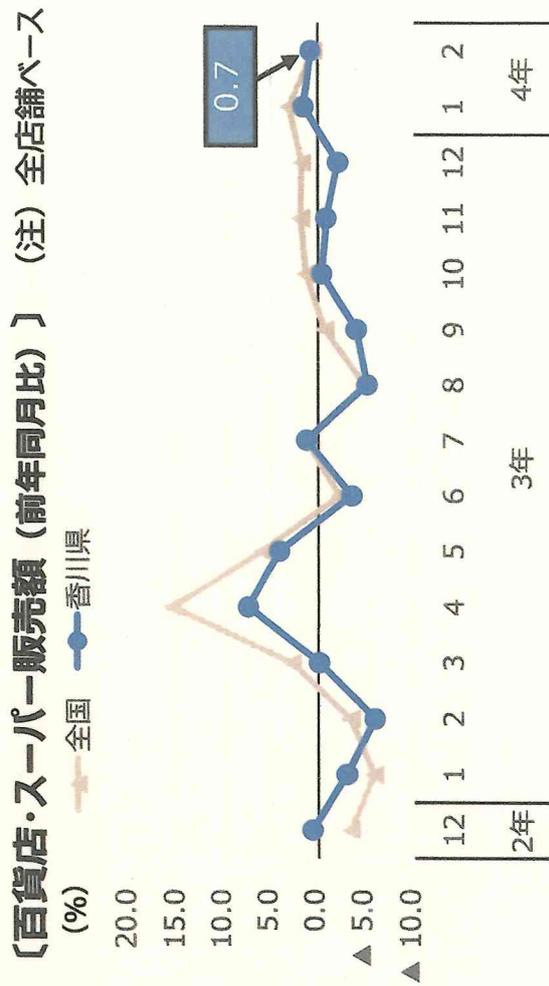
	前回 (4年1月判断)	今回 (4年4月判断)	前回比較
個人消費	感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある	感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	
生産活動	持ち直しのテンポが緩やかになっている	持ち直しのテンポが緩やかになっている	
雇用情勢	感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある	
公共事業	前年度を下回っている	前年度を下回っている	
住宅建設	前年を上回っている	前年を下回っている	
設備投資	3年度は前年度を上回る見込み	3年度は前年度を下回る見込み	

※ 4年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入ってからの足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費
感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やか
になっている
 (2期ぶり下方修正)

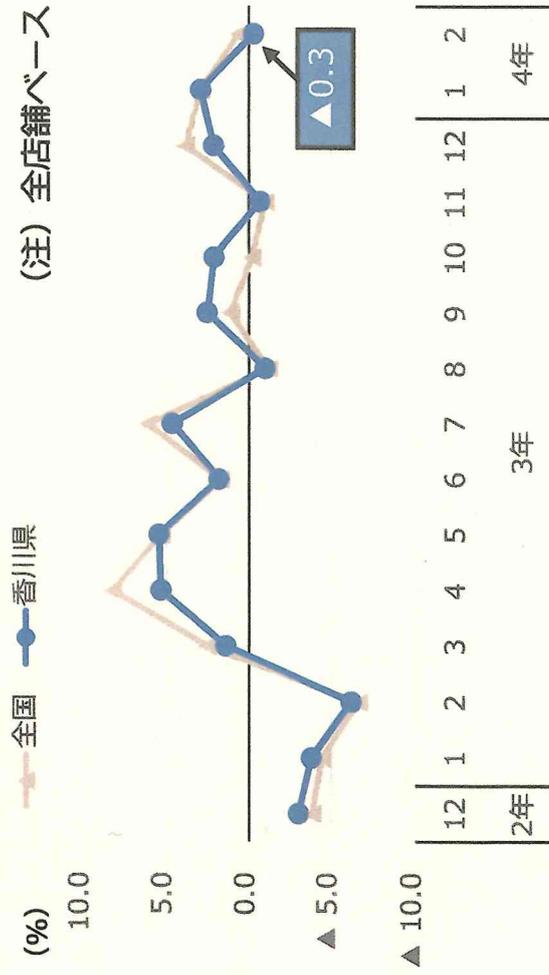
- 百貨店・スーパーは、衣料品が弱い動きとなっているものの、飲食料品が堅調であることから、全体としては底堅いものとなっている。
- コンビニエンスストアは、冷凍食品やデザート等に動きがみられるものの、ソフトドリンク等に弱さがみられることから、全体としては持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。



〔主なヒアリング結果〕

- 「百貨店・スーパー」
- 感染者数の増加から来店客数が大きく減少したため、衣料品の動きが悪かった。
- 飲食料品は調理の手間がかからない総菜や冷凍食品の動きがよい。顧客の購買意欲が下がらないように、定期的に商品のリニューアルなどを行っている。
- 「コンビニエンスストア」
- まん延防止等重点措置の適用による来店客数の減少や気温の低い日が多かったことから、ペットボトル飲料等の動きが悪かった。

〔コンビニエンスストア販売額（前年同月比）〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

個人消費

- ドラッグストアは、飲食料品等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- 家電大型専門店は、エアコン等に動きがみられることから、全体としては底堅いものとなっている。
- ホームセンターは、園芸用品等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車、小型車、軽乗用車のいずれにおいても前年を下回っている。
- 観光は、感染拡大の影響から、弱い動きとなっている。
- 旅行は、国内旅行は弱い動きとなっており、海外旅行は不調となっている。

〔主なヒアリング結果〕

「ドラッグストア」

○家で食事をすることが定着しており、取り扱いを強化している飲食料品の動きはよい。また、感染拡大により、マスクやうがい薬にも動きがみられる。

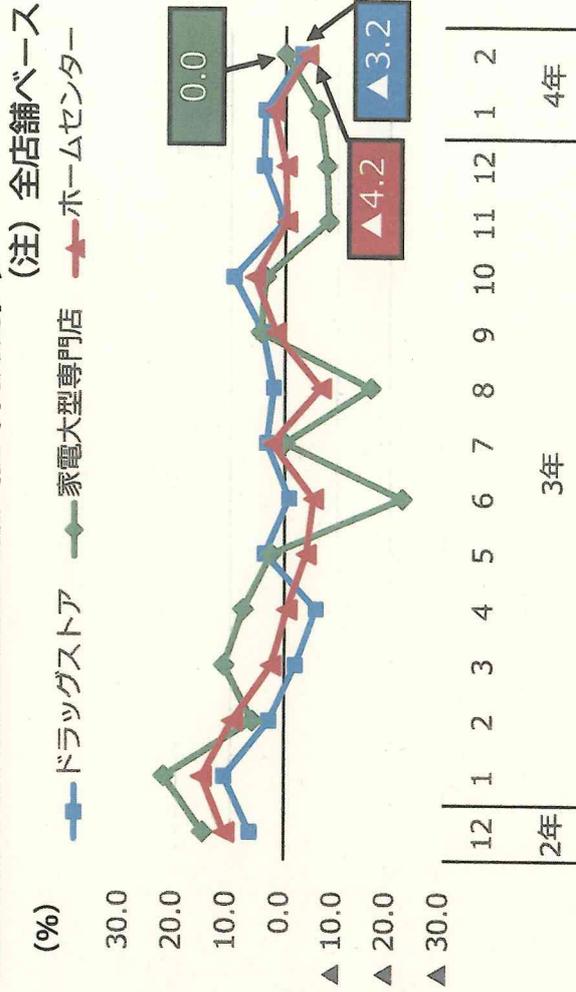
「観光」

○感染拡大の影響で、観光客数は減少した状況が続いていた。一方で、まん延防止等重点措置の解除後は、県外客も多くなり、観光客数は回復傾向にある。

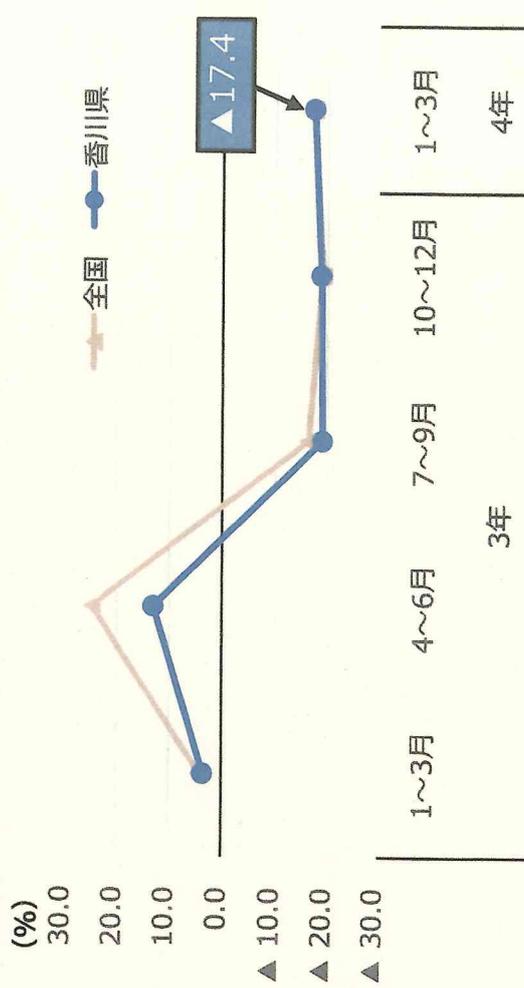
「旅行」

○全国的な感染拡大の影響で、低調な状況が続いていた。一方で、県民割の再開などから、3月下旬以降は問い合わせ数が増加している。

〔香川県の専門量販店販売額（前年同月比）〕



〔乗用車新車登録・届出台数（前年同月比）〕



【出所】 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、四国運輸局の公表データから算出

生産活動

生産活動 持ち直しのテンポが緩やかになっている

(据え置き)

○輸送機械は、原材料価格の上昇の影響がみられることなどから、弱含んでいる。窯業土石は、建設工事向けの需要が一服感がみられることから、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。汎用・生産用機械は、一部に供給面での制約による減産がみられることから、持ち直しのテンポが緩やかになっている。こうしたことから、全体としては持ち直しのテンポが緩やかになっている。

〔主なヒアリング結果〕

《輸送機械》

○鋼材等の価格の上昇による船価の上昇が要因となって、船主が新規造船の契約を見送る動きがみられる。

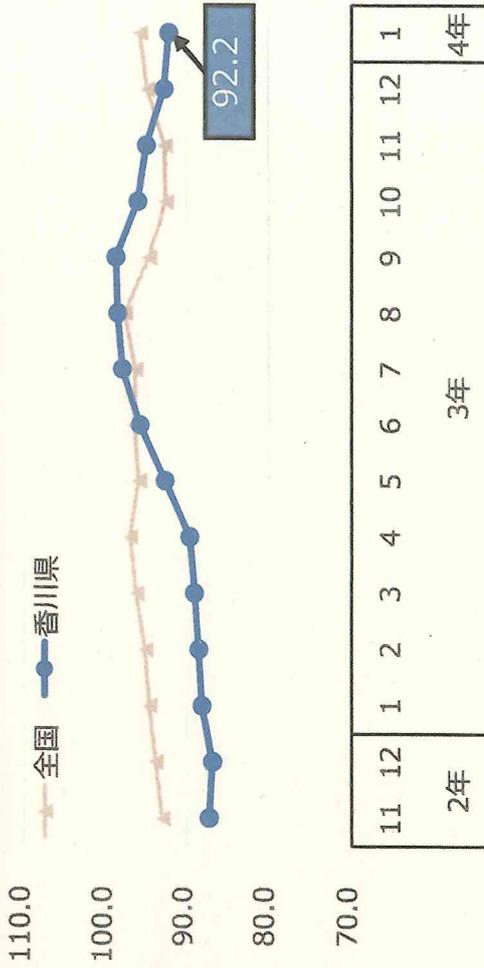
《窯業土石》

○災害復旧工事が一巡したことで、需要が減少している。

《汎用・生産用機械》

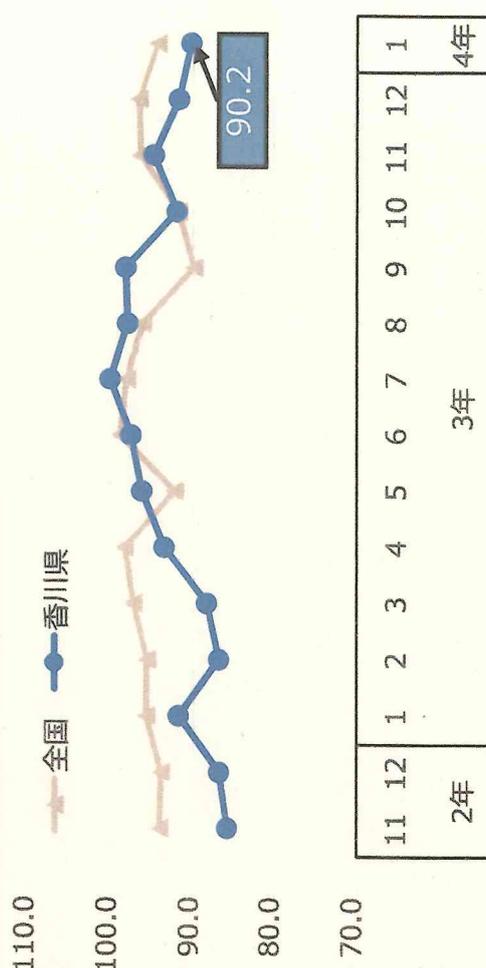
○部品の供給不足の影響により、生産量が減少している。

〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、3か月移動平均）〕



(平成27年=100) 【出所】経済産業省、香川県の公表データから算出

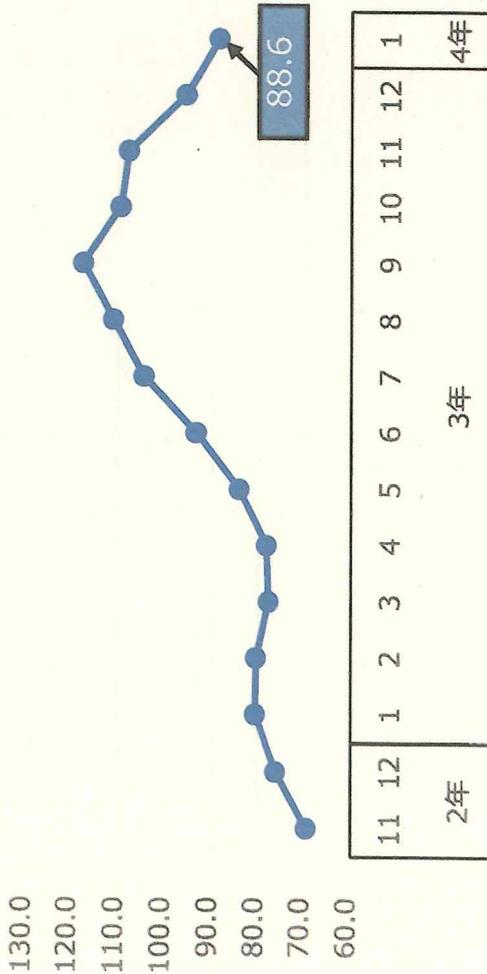
〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、単月）〕



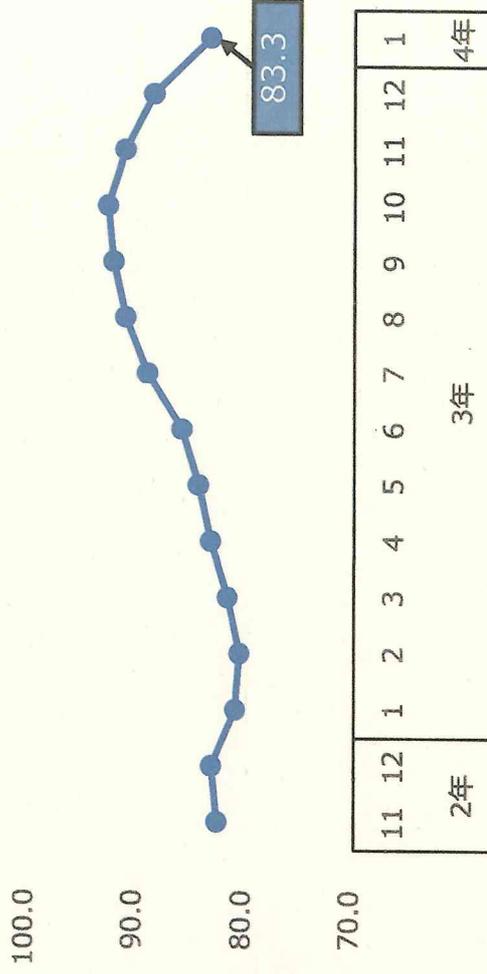
(平成27年=100) 【出所】経済産業省、香川県

生産活動

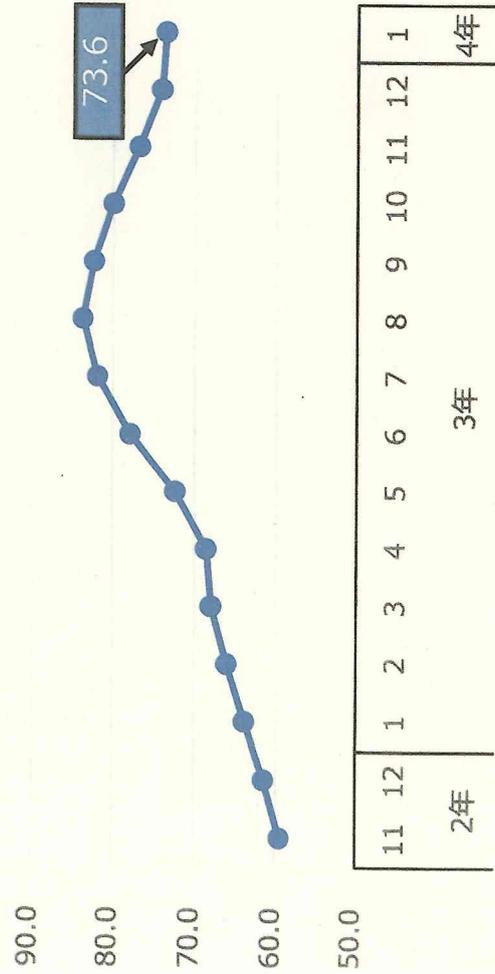
〔輸送機械〕



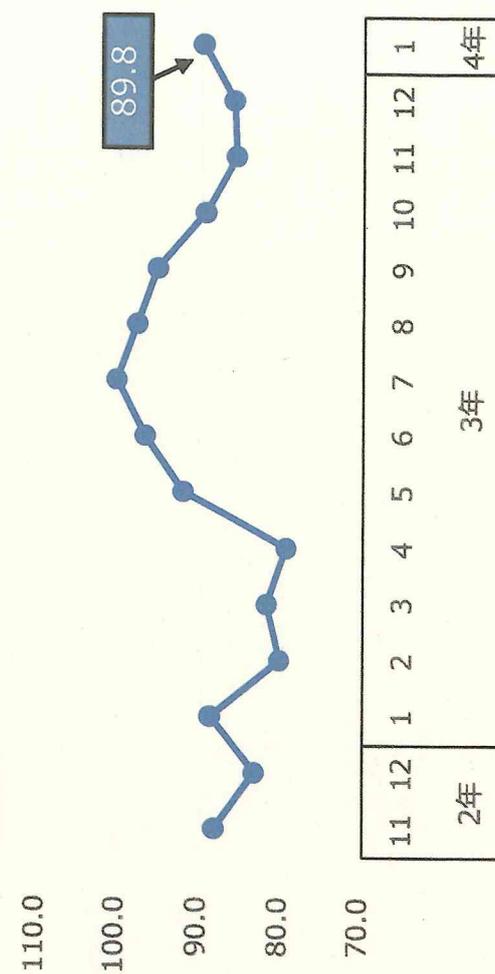
〔窯業土石〕



〔汎用・生産用機械〕



〔非鉄金属〕

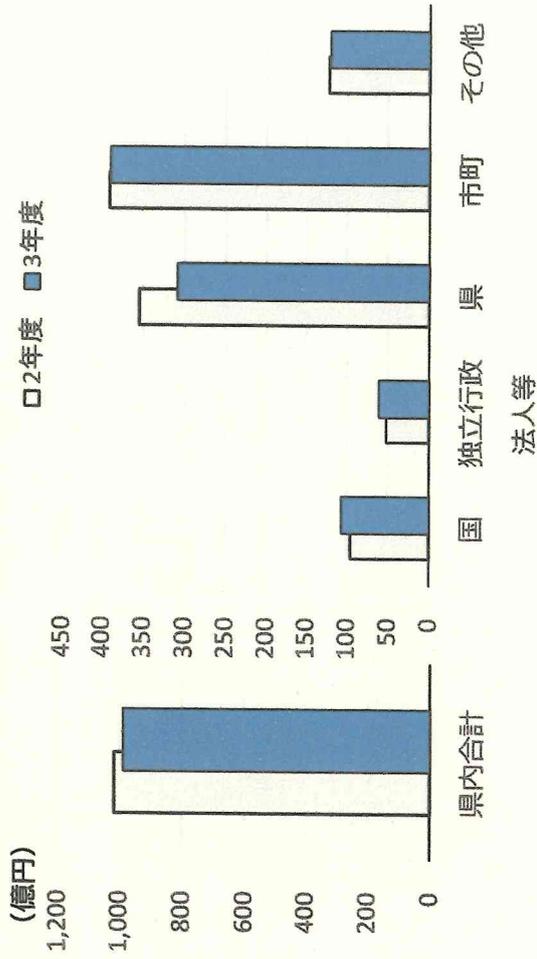


公共事業・住宅建設

公共事業 前年度を下回っている

- 前払金保証請負金額でみると、県内合計は前年度を下回っている。
- 発注者別にみると、国及び独立行政法人等で前年度を上回っているものの、市町で前年度並みとなり、県で前年度を下回っている。

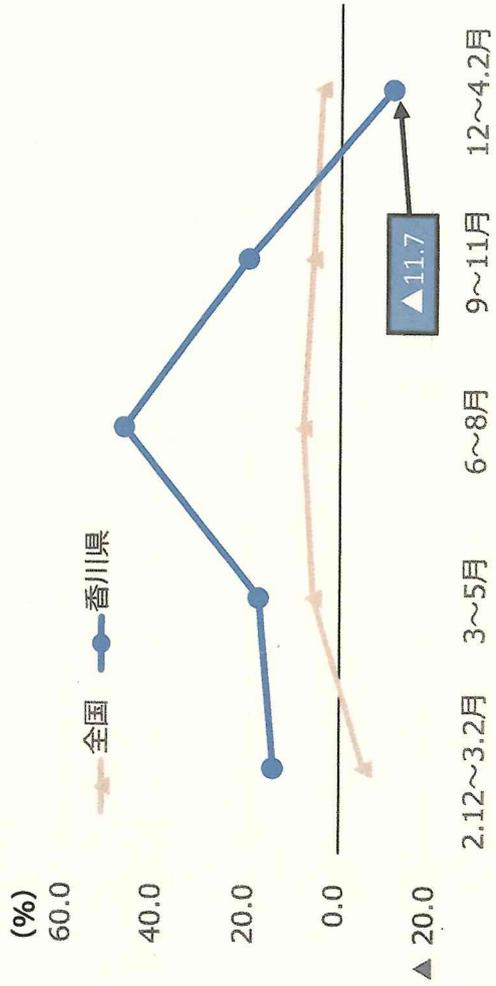
〔香川県の公共工事前払金保証請負金額（3月累計額）〕



住宅建設 前年を下回っている

- 新設住宅着工戸数でみると、持家で前年を上回っているものの、貸家及び分譲で前年を下回っており、全体としても前年を下回っている。

〔新設住宅着工戸数（前年同期比）〕



〔出所〕国土交通省の公表データから算出

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは

電話番号 087-811-7780

財務広報相談室（内線260）又は 経済調査課（内線250）へ

ファックス087-823-2077

ホームページアドレス <https://ifb.mof.go.jp/shikoku/>



(本件に関する照会先)
日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2022年6月13日
日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある。

すなわち、設備投資は持ち直している。個人消費は持ち直しつつある。住宅投資は持ち直しの動きが一服している。公共投資は減少している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善に向かいつつある。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、持ち直している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2021年度は、前年を上回る見込みとなっている。2022年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直しつつある。

大型小売店の売上は、持ち直しつつある。

乗用車販売は、横ばい圏内の動きとなっている。

家電販売は、底堅く推移している。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、持ち直しに転じた。

住宅投資は、持ち直しの動きが一服している。

公共投資は、減少している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。金属製品、窯業・土石は、持ち直している。輸送機械、非鉄金属は、横ばい圏内の動きとなっている。電気機械、汎用・生産用機械は、弱含んでいる。食料品は、弱めの動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善に向かいつつある。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%程度のプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が縮小した。

貸出約定平均金利（4月）は、前月比低下した。

- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が幾分縮小した。
- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、低水準となっている。

以 上

写

2022年6月9日

香川労働局 局長 松瀬 貴裕 様
香川地方最低賃金審議会 会長 様

全労連四国地区協議会
議長 筒井 敬二

最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請

日頃より、労働者権利の遵守に向けたご努力に敬意を表します。
新型コロナウイルス感染症は、「第6波」という形で日本社会を襲い、国民のいのちと暮らしを脅かしています。厚生労働省の雇用調整助成金、社会福祉協議会の緊急小口貸付や困窮者自立支援制度、自治体の支援策など、日本全体が持つ力を結集させ、国民や労働者、企業の支援でこの困難を乗り切ろうとしています。

このような状況の中で、最低賃金には従来の「セーフティーネット」という役割を越え、エッセンシャルワーカーの確保、都市部への人口流出の歯止め、地域経済の底上げなどの日本社会にとって重要な役割を担う制度であると認識しています。しかし実際には、最低賃金が地域間格差を広げるとともに、都市部への人口流出を助長するとともに、エッセンシャルワーカーを低い賃金へと抑え込んでいるのが現状です。

本来であれば、地方最低賃金審議会にて、最低賃金の役割や地域経済への影響などが議論されるべきですが、現行の審議会は核となる専門部会等が非公開とされており、その内容を県民が知ることはできません。審議会でのどのような議論がされているのかが分からない中で、結局は中央最低賃金審議会の目安にいくら上乗せをするかという議論に終始する姿しか県民には見えていないというのが現状です。公的な審議会であり、「原則公開」が明記されているにもかかわらず、公開に向けた議論がされていないのは、審議会の閉塞性を端的に表しています。

最低賃金をめぐる課題を取り除き、公正な審議会運営と最低賃金の役割強化の視点から、以下の項目を要請いたします。

記

1. 全国一律の最低賃金制度の創設、時間額 1500 円以上となるよう議論を進めてください。
2. 最低賃金近傍（最低賃金×1.15 倍）で働くエッセンシャルワーカーについて、その業種と人数、割合を示してください。
3. 業務改善助成金の利用状況（過去 5 年分）と制度の課題についてお聞かせください。

4. 最低賃金引上げにかかわり、中小企業支援の抜本的拡充を政府へ上申してください。特に、以下の「社会保険料の減免・軽減措置」については、審議会でも取り上げ、審議会からも政府へ求めてください。
 - ①健康保険料の負担軽減（事業主負担のうち25%を国が負担する）
 - ②年金保険料の負担軽減（中小企業の保険料・使用者負担分を一律50%国が負担する）
 - ③介護保険料の負担軽減（中小企業の使用者負担分25%を国が負担する）
 - ④労災保険料を国の負担とする
 - ⑤雇用保険料の負担軽減

5. 2022年4月から9月の間に0.05%（事業主負担分）、2022年10月から2023年3月の間に0.2%（労働者・事業主負担）引き上げられる雇用保険料の改悪を中止し、国による負担を求めてください。

6. 人事院が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の見直しを求めてください。

7. 審議会の運営規定を順守し、非公開とする以下の理由に対し、公開に向けた具体的な対策を検討するとともに、現時点での対策案をお聞かせください。
 - ①個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある
 - ②個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある
 - ③率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある

8. 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にしてください。

以上

香川 労働局

局長 松瀬 貴裕 殿

JAL 不当解雇撤回と最賃 1500 円を実現する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たち「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、いまや 2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。別紙は省略

また、JAL 不当解雇撤回問題は、別紙「日本航空の解雇争議の早期全面解決を求める要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合に対する極めて不誠意で悪質な態度に大きな問題があると考えています。「なぜなら不当労働行為を行い、会社をして「解雇の必要性がなかった」（稲盛和夫元 JAL 会長）と認めながら 165 人の解雇を撤回しないからです。JAL の行為は、解雇権の濫用であり、労働組合の弱体化を狙うもので断じて許すことはできません。

つきましては標記に関して、下記のとおり要請いたしますので、貴職の誠意ある回答、並びにご見解を示されるようお願い致します。

記

1. 貴職の職責を活かし JAL 日本航空に、JAL 闘争団との誠意ある団体交渉を開催するよう要請するとともに、JAL 解雇争議の早期解決を図るよう指導すること。
2. 最低賃金を 1500 円に引き上げ、生活保護基準以上とすること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とすることし。また生涯 2000 万円にも達する地域格差をなくすとともに、コロナ禍で鮮明となった東京一極集中の弊害を是正すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営圧迫には税負担、社会保険料の減免など政府支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく、専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。
7. 本年 3 月に行う予定であった最低賃金制度の見直しを関係者に何の周知もなく来年に延期し、関係者や国民の期待を大きく裏切ったことについて謝罪すること。

2022 年 5 月 18 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会

共同代表・中川孝文（JAL 闘争支援四国共闘会議議長）

共同代表・谷英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以上

